青森市指定障害児通所支援事業者　自主点検表・指導調書

【指定児童発達支援・指定医療型児童発達支援・指定放課後等デイサービス・

指定居宅訪問型児童発達支援・指定保育所等訪問支援】

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | （自主点検表作成日：　令和　　　年　　　月　　　日　） | | | | |
| 事業者名（法人等） |  | | 事業所名 | |  |
| 指定サービス種類 | 指定児童発達支援　／　指定医療型児童発達支援　／　指定放課後等デイサービス　／  指定居宅訪問型児童発達支援　／　指定保育所等訪問支援　　※該当箇所に ”○“ | | | | |
| 記入者・担当者 | （ 職名 ） |  | | （ 氏名 ） |  |
| E-mailアドレス |  | | | | |
| 連絡先電話番号 |  | | | | |
| ※市担当者記入欄 | 実地指導実施日：　令和　　　年　　　月　　　日 | | | | |

■記載上の注意

・【５事業共通】は全事業所、【指定○○○○】については該当するサービスの指定を受けている事業所が対象となります。

・【５事業共通】の項目中の「指定サービス」は、必要に応じて各事業所の該当サービス（指定児童発達支援等）に読み替えてください。

・各項目については、実地指導の実施年月の前月初日現在の状況で点検を行い、いずれか該当する□に✓のマークを記してください。

・また、特に補足することがある場合は、余白に記載又は適宜様式（任意様式）を追加してください。

■用語の略称

・条例：青森市指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和元年条例第1号）

・法：児童福祉法（昭和22年法律第164号）

・法施行規則：児童福祉法施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）

・平24厚告第70号：厚生労働大臣が定める児童等（平成24年厚生労働省告示第70号）

・平24厚告第122号：児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第122号）

・平24厚告第128号：厚生労働大臣が定める一単位の単価を定める件（平成24年厚生労働省告示第128号）

・平24厚告第230号：障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの（平成24年厚生労働省告示第230号）

・平24厚告第269号：厚生労働大臣が定める施設基準（平成24年厚生労働省告示第269号）

・平27厚告第182号：児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める地域（平成27年

厚生労働省告示第182号）

青森市　R5.5.22改定

第１　基本方針

| 主眼事項 | 着眼点 | 根拠法令等 | 自主点検結果 |
| --- | --- | --- | --- |
| １　基本方針 | 【５事業共通】  （１）障害児の意思及び人格を尊重して、常に当該障害児の立場に立った指定サービスの提供に努めているか。 | ・条例第4条第2項 | □適  □不適 |
| 【５事業共通】  （２）地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めているか。 | ・条例第4条第3項 | □適  □不適 |
| 【５事業共通】  （３）利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じているか。  ※令和4年4月1日より義務化 | ・条例第4条第4項 | □適  □不適 |
| 【５事業共通】  （４）事業者及び従業者は、暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係にないか。 | ・条例第5条 | □適  □不適 |
| 【指定児童発達支援】  （５）事業は、障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適応することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行うものとなっているか。 | ・条例第6条 | □適  □不適  □該当なし |
| 【指定医療型児童発達支援】  （６）事業は、障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適応することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練並びに治療を行うものとなっているか。 | ・条例第68条 | □適  □不適  □該当なし |
| 【指定放課後等デイサービス】  （７）事業は、障害児が生活能力の向上のために必要な訓練を行い、及び社会との交流を図ることができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行うものとなっているか。 | ・条例第79条 | □適  □不適  □該当なし |
| 【指定居宅訪問型児童発達支援】  （８）事業は、障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに生活能力の向上を図ることができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援を行うものとなっているか。 | ・条例第91条 | □適  □不適  □該当なし |
| 【指定保育所等訪問支援】  （９）事業は、障害児が障害児以外の児童との集団生活に適応することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援を行うものとなっているか。 | ・条例第99条 | □適  □不適  □該当なし |

２　人員に関する基準

| 主眼事項 | 着眼点 | 根拠法令等 | 自主点検結果 |
| --- | --- | --- | --- |
| １　児童発達支援管理責任者 | 【５事業共通】  （１）児童発達支援管理責任者を1人以上配置しているか。  ※常勤専従の要件  ①指定児童発達支援（児童発達支援センター除く）、指定放課後等デイサービス　1人以上常勤専従  ②指定児童発達支援（児童発達支援センターのみ）、指定医療型児童発達支援　専従  ③指定居宅訪問型児童発達支援、指定保育所等訪問支援　1人以上専従  ※指定医療型児童発達支援においては、障害児の支援に支障がない場合は、障害児の保護に直接従事する従業者を除き、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。 | ・条例第7条第1項、第8条第1項、第69条第1項、第3項、第80条第1項、第92条第1項、第3項、第100条第1項、第2項 | □適  □不適 |
| 【５事業共通】  （２）児童発達支援管理責任者は、次の①及び②の資格要件のいずれも満たしているか。  ①次の1)から3)のいずれかの実務経験を積んでいる者（実務経験者）。  1)ア及びイ－１の期間が通算して5年以上かつ当該期間からウ－１の期間を通算した期間を除いた期間が3年以上である者  2)イ－２の期間が通算して8年以上かつ当該期間からウー２の期間を通算した期間を除いた期間が3年以上である者  3)ア及びイの期間を通算した期間からウの期間を通算した期間を除いた期間が3年以上かつ下記の国家資格による業務に5年以上従事する者  ア　下記事業又は施設において相談支援の業務に従事した期間  ⅰ　地域生活支援事業、障害児相談支援事業（旧法）、身体障害者相談支援事業（旧法）、知的障害者相談支援事業（旧法）その他これらに準ずる事業  ⅱ　児童相談所、児童家庭支援センター、身体障害者更生相談所、精神障害者社会復帰施設（旧法）、知的障害者更生相談所、福祉事務所、発達障害者支援センターその他これらに準ずる施設  ⅲ　障害児入所施設、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、障害者支援施設、老人福祉施設、精神保健福祉センター、救護施設、更生施設、介護老人保健施設、介護医療院、地域包括支援センターその他これらに準ずる施設  ⅳ　障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターその他これらに準ずる施設  ⅴ　学校その他これらに準ずる機関  ⅵ　病院、診療所（次のいずれかに該当する者に限る）  ・社会福祉主事任用資格を有する者　・相談支援の業務に関する基礎的な研修の修了者  ・下記の国家資格を有する者　・ⅰ～ⅴに従事した期間が1年以上である者  イー１　社会福祉主事任用資格者等が下記事業又は施設において直接支援の業務に従事した期間  イ－２　社会福祉主事任用資格者等でない者が下記事業又は施設において直接支援の業務に従事した期間  ⅰ　障害児入所施設、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定子ども園、児童厚生施設、児童家庭支援センター、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、障害者支援施設、老人保健施設、介護老人保健施設、介護医療院、療養病床関係病室その他これらに準ずる施設  ⅱ　障害児通所支援事業、児童自立支援事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、病時保育事業、子育て援助活動支援事業、障害福祉サービス事業、老人居宅介護等事業その他これらに準ずる事業  ⅲ　病院、診療所、薬局、訪問介護事業所その他これらに準ずる施設  ⅳ　特例子会社、助成金受給事業所その他これらに準ずる施設  ⅴ　学校その他これらに準ずる機関 | ・平24厚告第230号 | □適  □不適 |
| １　児童発達支援管理責任者 | ウ－１　社会福祉主事任用資格者等が下記事業又は施設において相談支援の業務又は直接支援の業務に従事した期間  ウー２　社会福祉主事任用資格者等でない者が下記事業又は施設において直接支援の業務に従事した期間  （相談支援の業務）  ⅰ　老人保健施設、救護施設、更生施設、介護老人保健施設、介護医療院、地域包括支援センターその他これらに準ずる施設  （直接支援の業務）  ⅱ　老人保健施設、介護老人保健施設、介護医療院、療養病床関係病室その他これらに準ずる施設  ⅲ　老人居宅介護事業その他これらに準ずる事業  ⅳ　特例子会社、助成金受給事業所その他これらに準ずる施設  ②児童発達支援管理責任者更新研修修了者（児童発達支援管理責任者実践研修を修了した日から5年を経過する日の属する年度の末日までの間は、児童発達支援管理責任者更新研修修了者とみなす）。  ※国家資格：医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、管理栄養士、栄養士、精神保健福祉士  ※社会福祉主事任用資格者等：社会福祉主事任用資格者、相談支援の業務に関する基礎的な研修の修了者、保育士、児童指導員任用資格者、精神障害者社会復帰指導員  ※旧児童発達支援管理責任者研修修了者については、令和6年3月31日までの間は児童発達支援管理責任者とみなす。  ※①の実務経験者が令和4年3月31日までに児童発達支援管理責任者基礎研修修了者となった場合は、基礎研修修了者となった日から3年を経過するまでの間は、児童発達支援管理責任者とみなす。  ※やむを得ない事由により児童発達支援管理責任者が欠けた事業所等においては、当該事由の発生した日から1年間は①の実務経験者が②の要件を満たしているものとみなす。 |  |  |
| ２　児童指導員等 | 【指定児童発達支援（児童発達支援センター除く）、指定放課後等デイサービス】  （１）サービス提供時間帯を通じて専ら指定サービスを行う児童指導員又は保育士の総数は、当該指定サービスの単位ごとに、下記の区分に応じて配置しているか。また、常勤で1名以上配置しているか。  ①障害児の数が10までのもの　2以上  ②障害児の数が10を超えるもの　2に、障害児の数が10を超えて5又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上  ※令和3年3月31日までに指定を受けた事業所については、令和5年3月31日までは「児童指導員又は保育士の総数」は「児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の総数（半数以上は児童指導員又は保育士）」とする。 | ・条例第7条第1項、第80条第1項 | □適  □不適  □該当なし |
| 【指定児童発達支援（児童発達支援センター除く）、指定放課後等デイサービス】  （２）日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には、１及び（１）の職員のほか、機能訓練担当職員を配置しているか。  ※当該機能訓練担当職員が指定サービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定サービスの提供に当たる場合には、当該機能訓練担当職員の数を（１）の合計数に含めることができる（半数以上は児童指導員又は保育士）。 | ・条例第7条第2項、第3項、第6項、第80条第2項、第3項、第6項 | □適  □不適  □該当なし |
| ２　児童指導員等 | 【指定児童発達支援（児童発達支援センター除く）、指定放課後等デイサービス】  （３）日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には、１及び（１）の職員のほか、下記のいずれかに該当する場合を除き、看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師）を配置しているか。  ①医療機関等との連携により、看護職員を事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合  ②登録喀痰吸引等事業者の場合、事業所において、医療的ケアのうち喀痰吸引等のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務を行う場合  ③登録特定行為事業者の場合、事業所において、医療的ケアのうち特定行為のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務を行う場合  ※当該看護職員が指定サービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定サービスの提供に当たる場合には、当該看護職員の数を（１）の合計数に含めることができる（半数以上は児童指導員又は保育士）。  ※医療的ケア…人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他厚生労働大臣が定める医療行為 | ・条例第7条第2項、第3項、第6項、第80条第2項、第3項、第6項 | □適  □不適  □該当なし |
| 【指定児童発達支援（児童発達支援センターのみ）】  （４）嘱託医を1人以上配置しているか。 | ・条例第8条第1項 | □適  □不適  □該当なし |
| 【指定児童発達支援（児童発達支援センターのみ）】  （５）サービス提供時間帯を通じて専ら指定サービスを行う児童指導員又は保育士の総数は、当該指定サービスの単位ごとに、おおむね障害児の数を4で除して得た数以上配置しているか。また、児童指導員及び保育士はそれぞれ1人以上配置しているか。 | ・条例第8条第1項、第8項 | □適  □不適  □該当なし |
| 【指定児童発達支援（児童発達支援センターのみ）】  （６）栄養士を1人以上配置しているか。  ※定員40人以下の指定事業所は、置かないことができる。  ※障害児の支援に支障がない場合は、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。 | ・条例第8条第1項、第8項 | □適  □不適  □該当なし |
| 【指定児童発達支援（児童発達支援センターのみ）】  （７）調理員を1人以上配置しているか。  ※調理業務の全てを委託する場合は、置かないことができる。  ※障害児の支援に支障がない場合は、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。 | ・条例第8条第1項、第8項 | □適  □不適  □該当なし |
| ２　児童指導員等 | 【指定児童発達支援（児童発達支援センターのみ）】  （８）日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には、１及び（４）～（７）の職員のほか、専ら当該職務に従事する機能訓練担当職員を配置しているか。  ※この場合、当該機能訓練担当職員の数を（５）の合計数に含めることができる。  ※当該機能訓練担当職員の数を（５）の合計数に含める場合、合計数の半数以上は児童指導員又は保育士とする（令和3年3月31日までに指定を受けた事業所については、令和5年3月31日までは経過措置） | ・条例第8条第2項、第6項、第8項 | □適  □不適  □該当なし |
| 【指定児童発達支援（児童発達支援センターのみ）】  （９）日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には、１及び（４）～（７）の職員のほか、下記のいずれかに該当する場合を除き、専ら当該職務に従事する看護職員をを配置しているか。  ①医療機関等との連携により、看護職員を事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合  ②登録喀痰吸引等事業者の場合、事業所において、医療的ケアのうち喀痰吸引等のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務を行う場合  ③登録特定行為事業者の場合、事業所において、医療的ケアのうち特定行為のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの作業又はその一環として特定行為業務を行う場合  ※この場合、当該看護職員の数を（５）の合計数に含めることができる。  ※当該看護職員の数を（５）の合計数に含める場合、合計数の半数以上は児童指導員又は保育士とする（令和3年3月31日までに指定を受けた事業所については、令和5年3月31日までは経過措置） | □適  □不適  □該当なし |
| 【指定医療型児童発達支援】  （10）医療法に規定する診療所として必要とされる従業者を配置しているか。  ※障害児の支援に支障がない場合は、障害児の保護に直接従事する従業者を除き、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる（（11）～（15）においても同じ）。 | ・条例第69条第1項、第3項 | □適  □不適  □該当なし |
| 【指定医療型児童発達支援】  （11）児童指導員を1人以上配置しているか。 | ・条例第69条第1項、第3項 | □適  □不適  □該当なし |
| 【指定医療型児童発達支援】  （12）保育士を1人以上配置しているか。 | ・条例第69条第1項、第3項 | □適  □不適  □該当なし |
| 【指定医療型児童発達支援】  （13）看護職員を1人以上配置しているか。 | ・条例第69条第1項、第3項 | □適  □不適  □該当なし |
| ２　児童指導員等 | 【指定医療型児童発達支援】  （14）理学療法士又は作業療法士を1人以上配置しているか。 | ・条例第69条第1項、第3項 | □適  □不適  □該当なし |
| 【指定医療型児童発達支援】  （15）日常生活を営むのに必要な言語訓練を行う場合には、１及び（10）～（14）の職員のほか、機能訓練担当職員を配置しているか。 | ・条例第69条第2項、第3項 | □適  □不適  □該当なし |
| 【指定居宅訪問型児童発達支援、指定保育所等訪問支援】  （16）訪問支援員は事業規模に応じて訪問支援を行うために必要な数を配置しているか。  ※指定居宅訪問型児童発達支援においては、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員若しくは保育士の資格を取得後又は児童指導員若しくは心理指導担当職員として配置された日以後、直接支援の業務、訓練等に関する業務、その他職業訓練又は職業訓練にかかる業務に3年以上従事した者とする。  ※指定保育所等訪問支援においては、障害児支援に関する知識及び相当の経験を有する指導指導員、保育士、理学療法士、作業療法士又は心理担当職員等であって、集団生活への適応のため専門的な支援の技術を有する者とする。 | ・条例第92条第1項、第2項、第100条第1項 | □適  □不適  □該当なし |
| 【指定児童発達支援、指定医療型児童発達支援】  （17）（１）～（10）にかかわらず、事業所に通所している障害児と保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童を交流させる際に、障害児の支援に直接従事する従業者をこれらの児童への保育に併せて従事させる場合は、障害児の支援に支障がない場合としているか。 | ・条例第7条第7項、第8条第9項、第61条第3項 | □適  □不適  □該当なし |
| ３　主として重症心身障害児を通わせる事業所の場合 | 【指定児童発達支援（児童発達支援センター除く）、指定放課後等デイサービス】  （１）主として重症心身障害児を通わせる事業所の場合、２（１）～（３）にかかわらず、下記職員を配置しているか。  ①嘱託医　1人以上  ②看護職員　1人以上  ③児童指導員又は保育士　1人以上  ④機能訓練担当職員　1人以上  ※日常生活を営むのに必要な機能訓練を行わない時間帯については、④は置かないことができる。 | ・条例第7条第4項、第80条第4項 | □適  □不適  □該当なし |
| 【指定児童発達支援（児童発達支援センターのみ）】  （２）主として重症心身障害児を通わせる事業所の場合、２（４）～（９）に加え、専ら指定サービスに従事する下記職員を配置しているか。  ①看護職員　1人以上  ②機能訓練担当職員　1人以上  ※①、②の職員の数を２（５）の合計数に含めることができる。 | ・条例第8条第5項、第6項 | □適  □不適  □該当なし |
| ４　主として難聴児を通わせる事業所の場合 | 【指定児童発達支援（児童発達支援センターのみ）】  （１）主として難聴児を通わせる事業所の場合、２（４）～（９）に加え、専ら指定サービスに従事する下記職員を配置しているか。  ①言語聴覚士　4人以上  ②（機能訓練を行う場合）機能訓練担当職員　必要な数  ※①、②の職員の数を２（５）の合計数に含めることができる。 | ・条例第8条第4項、第8項 | □適  □不適  □該当なし |
| ５　管理者 | 【５事業共通】  （１）事業所ごとに、専らその業務に従事する常勤の管理者を1名配置しているか。  ※原則として専従であること。ただし、当該事業所の管理業務に支障がない場合は、以下の職務を兼務できる。  ①当該事業所の従業者（指定居宅訪問型児童発達支援、指定保育所等訪問支援においては、訪問支援員及び児童発達支援管理責任者を兼務する場合を除く）  ②同一敷地内にある他事業所、施設等の業務 | ・条例第7条第1項、第8条第1項、第9条、第69条第1項、第80条第1項、第92条第1項、第100条第1項 | □適  □不適 |
| ６　従たる事業所を設置する場合の特例 | 【指定児童発達支援（児童発達支援センター除く）、指定放課後等デイサービス】  （１）従たる事業所を設置する場合は、主たる事業所の従業者及び従たる事業所の従業者（管理者及び児童発達支援管理責任者を除く）のうちそれぞれ1人以上は、常勤かつ専従となっているか。 | ・条例第10条第2項 | □適  □不適  □該当なし |

第３　設備に関する基準

| 主眼事項 | 着眼点 | 根拠法令等 | 自主点検結果 |
| --- | --- | --- | --- |
| １　設備 | 【指定児童発達支援（児童発達支援センター除く）、指定放課後等デイサービス】  （１）指導訓練室のほか、指定サービスの提供に必要な設備及び備品等を設けているか。また、専ら当該事業所の用に供するものとなっているか。  ※専用が原則だが、利用者の支援に支障がない場合は兼用できる。また、多機能型事業所においてはサービスの提供に支障をきたさないよう配慮しつつ、一体的に行う他の多機能型事業所の設備を兼用できる。 | ・条例第11条第1項、第3項、第82条第1項、第3項 | □適  □不適  □該当なし |
| 【指定児童発達支援（児童発達支援センター除く）、指定放課後等デイサービス】  （２）指導訓練室は、訓練に必要な機械器具等を備えているか。 | ・条例第11条第2項、第82条第2項 | □適  □不適  □該当なし |
| 【指定児童発達支援（児童発達支援センターのみ）】  （３）指導訓練室、遊戯室、屋外遊戯場（指定事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む）、医務室、相談室、調理室及び便所のほか、指定サービスの提供に必要な設備及び備品等を設けているか。  ※専用が原則だが、利用者の支援に支障がない場合は兼用できる。また、多機能型においてはサービスの提供に支障をきたさないよう配慮しつつ、一体的に行う他の多機能型事業所の設備を兼用できる。  ※主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所にあっては、遊戯室、屋外遊戯場、医務室及び相談室は、障害児の支援に支障がない場合は、設けないことができる。 | ・条例第12条第1項、第4項 | □適  □不適  □該当なし |
| 【指定児童発達支援（児童発達支援センターのみ）】  （４）指導訓練室の定員は、おおむね十人となっているか。また、障害児一人当たりの床面積は、2.47㎡以上となっているか。  ※主として難聴児を通わせる指定事業所又は主として重症心身障害児を通わせる指定事業所にあっては、この限りでない。 | ・条例第12条第2項 | □適  □不適  □該当なし |
| 【指定児童発達支援（児童発達支援センターのみ）】  （５）遊戯室の障害児一人当たりの床面積は、1.65㎡以上となっているか。  ※主として難聴児を通わせる指定事業所又は主として重症心身障害児を通わせる指定事業所にあっては、この限りでない。 | ・条例第12条第2項 | □適  □不適  □該当なし |
| 【指定児童発達支援（児童発達支援センターのみ）】  （６）主として知的障害のある児童を通わせる指定事業所は静養室を、主として難聴児を通わせる指定事業所は聴力検査室を設けているか。 | ・条例第12条第3項 | □適  □不適  □該当なし |
| １　設備 | 【指定医療型児童発達支援】  （７）医療法に規定する診療所として必要とされる設備、訓練指導室、屋外訓練場、相談室、調理室、浴室及び便所の手すり等身体の機能の不自由を助ける設備を有しているか。  ※専用が原則だが、利用者の支援に支障がない場合は兼用できる。また、多機能型においてはサービスの提供に支障をきたさないよう配慮しつつ、一体的に行う他の多機能型事業所の設備を兼用できる。 | ・条例第71条第1項、第3項 | □適  □不適  □該当なし |
| 【指定医療型児童発達支援】  （８）階段の傾斜は緩やかなものとなっているか。 | ・条例第71条第2項 | □適  □不適  □該当なし |
| 【指定居宅訪問型児童発達支援、指定保育所等訪問支援】  （９）事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定サービスの提供に必要な設備及び備品等を設けているか。また、専ら当該事業所の用に供するものとなっているか。  ※事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画…事務所、相談スペースなど  ※業務に支障がない場合は、区分がされていなくても当該事業を行うための区画が明確に特定されていれば足りるものとする。 | ・条例第94条 | □適  □不適  □該当なし |

第４　運営に関する基準

| 主眼事項 | 着眼点 | 根拠法令等 | 自主点検結果 |
| --- | --- | --- | --- |
| １　利用定員 | 【指定児童発達支援、指定医療型児童発達支援、指定放課後等デイサービス】  （１）指定事業所の利用定員は10名以上となっているか。  ※指定児童発達支援、指定放課後等デイサービスにおいて、主として重症心身障害児を通わせる指定事業所にあっては、利用定員を5名以上とすることができる。  ※障害児通所支援のみを行う多機能型事業所においては、利用定員を全ての指定サービスを通じて10名以上とすることができる。  ※障害福祉サービスも併せて行う利用定員20名以上の多機能型事業所においては、利用定員を障害児通所支援の全ての指定サービスを通じて5名以上とすることができる。 | ・条例第13条、第72条、第83条 | □適  □不適  □該当なし |
| ２　内容及び手続の説明及び同意 | 【５事業共通】  （１）利用申込みがあったときは、障害児の障害の特性に配慮しつつ、利用申込者に対しサービスの選択に必要な重要事項（運営規程の概要、従業者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制等）をわかりやすい説明書、パンフレット等で説明を行い、同意を得ているか。（同意は、利用申込者及び事業者双方の保護の立場から、書面によって確認するのが望ましい。） | ・条例第14条第1項 | □適  □不適 |
| 【５事業共通】  （２）利用契約をしたときは、障害児の障害の特性に配慮しつつ、社会福祉法第77条の規定に基づき、書面（契約書、重要事項説明書）を交付しているか。  ※社会福祉法  第77条　社会福祉事業の経営者は、福祉サービスを利用するための契約(厚生労働省令で定めるものを除く。)が成立したときは、その利用者に対し、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。  一　当該社会福祉事業の経営者の名称及び主たる事務所の所在地  二　当該社会福祉事業の経営者が提供する福祉サービスの内容  三　当該福祉サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項  四　その他厚生労働省令で定める事項  ２　社会福祉事業の経営者は、前項の規定による書面の交付に代えて、政令の定めるところにより、当該利用者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該社会福祉事業の経営者は、当該書面を交付したものとみなす。 | ・条例第14条第2項 | □適  □不適 |
| ３　契約支給量の報告等 | 【５事業共通】  （１）指定サービスの提供及び変更に当たり、通所受給者証記載事項（事業者名、事業所名、サービス内容、契約支給量、契約日等）を受給者証に記載しているか。 | ・条例第15条第1項、第4項 | □適  □不適 |
| 【５事業共通】  （２）契約支給量の総量は、当該通所給付決定保護者の支給量を超えていないか。 | ・条例第15条第2項、第4項 | □適  □不適 |
| ３　契約支給量の報告等 | 【５事業共通】  （３）利用契約をしたとき及び通所受給者証記載事項に変更があったときは、通所受給者証記載事項等を通所給付決定市町村に対し遅滞なく報告しているか。 | ・条例第15条第3項、第4項 | □適  □不適 |
| ４　提供拒否の禁止 | 【５事業共通】  （１）正当な理由なく指定サービスの提供を拒んでいないか。  ※正当な理由  ①当該事業所の利用定員を超える利用申し込みがあった場合  ②入院治療の必要がある場合  ③主たる対象とする障害の種類が異なる場合　　等  ※支援の不十分さを伝え利用申込者から断らせる等、実質的に障害の程度等により提供を拒否する場合は、正当な理由には当たらない。  ※正当な理由により指定サービスの提供を拒んだ場合、６に規定する必要な措置を講ずる必要がある。 | ・条例第16条 | □適  □不適 |
| ５　連絡調整に対する協力 | 【５事業共通】  （１）指定サービス利用の連絡調整に当たり、市町村又は障害児相談支援事業者にできる限り協力しているか。 | ・条例第17条 | □適  □不適 |
| ６　サービス提供困難時の対応 | 【５事業共通】  （１）通常の事業の実施地域等を勘案し、適切な指定サービスを提供することが困難な場合は、利用申込者に対し、他の事業者を紹介する等の必要な措置を講じているか。 | ・条例第18条 | □適  □不適  □該当なし |
| ７　受給資格の確認 | 【５事業共通】  （１）指定サービスの提供に当たり、通所受給者証により、通所給付決定の有無、通所給付決定をされた指定通所支援の種類、通所給付決定有効期間、支給量等を確かめているか。 | ・条例第19条 | □適  □不適 |
| ８　障害児通所給付費の支給の申請に係る援助 | 【５事業共通】  （１）通所給付決定を受けていない者から利用申込みがあった場合、速やかに障害児通所給付費の申請が行われるよう必要な援助を行っているか。 | ・条例第20条第1項 | □適  □不適  □該当なし |
| 【５事業共通】  （２）通所給付決定の有効期間の終了に伴う障害児通所給付費の申請について、通所給付決定に通常要する期間を考慮し、申請勧奨等の必要な援助を行っているか。 | ・条例第20条第2項 | □適  □不適  □該当なし |
| ９　心身の状況等の把握 | 【５事業共通】  （１）指定サービスの提供に当たり、障害児の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。 | ・条例第21条 | □適  □不適 |
| 10　指定障害児通所支援事業者等との連携等 | 【５事業共通】  （１）指定サービスの提供に当たり、市、通所給付決定市町村、指定障害福祉サービス事業者、児童福祉施設その他保健医療・福祉サービス提供者との密接な連携に努めているか。 | ・条例第22条第1項 | □適  □不適 |
| 【５事業共通】  （２）指定サービスの提供の終了に際して、障害児又はその家族に対し適切な援助を行うとともに、市、通所給付決定市町村、指定障害福祉サービス事業者、児童福祉施設その他保健医療・福祉サービス提供者との密接な連携に努めているか。 | ・条例第22条第2項 | □適  □不適 |
| 11　サービスの提供の記録 | 【５事業共通】  （１）指定サービスを提供した際に、提供日、提供したサービスの具体的な内容、その他必要な事項を指定サービスの提供の都度記録しているか。 | ・条例第23条第1項 | □適  □不適 |
| 【５事業共通】  （２）サービス提供の記録に際し、通所給付決定保護者から指定サービスを提供した旨の確認を受けているか。 | ・条例第23条第2項 | □適  □不適 |
| 12　通所給付決定保護者に求めることのできる金銭の支払の範囲等 | 【５事業共通】  （１）指定サービスを提供する通所給付決定保護者に対して金銭の支払いを求める場合、当該使途が直接通所給付決定に係る障害児の便益を向上させるものであって、通所給付決定保護者に支払を求めることが適当であるものに限られているか。  ※障害児やその家族等に対して寄付金を強要したり、曖昧な名目による不適切な金銭の支払いを求めたりすることはできない。 | ・条例第24条第1項 | □適  □不適  □該当なし |
| 【５事業共通】  （２）金銭の支払いを求める際に、使途、額及び支払いを求める理由を書面で明らかにし通所給付決定保護者に対して説明を行い、同意を得ているか。  ※ただし、14の（１）～（６）に規定する支払いについてはこの限りではない。 | ・条例第24条第2項 | □適  □不適  □該当なし |
| 13　身分を証する書類の携帯 | 【指定居宅訪問型児童発達支援、指定保育所等訪問支援】  （１）従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び障害児又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族から求められたときは、これを提示する旨の指導をしているか。  ※身分証には指定事業所の名称及び従業者の氏名を記載すること。また、当該従業者の写真の貼付や職能の記載を行うことが望ましい。 | ・条例第95条 | □適  □不適  □該当なし |
| 14　利用者負担額等の受領 | 【５事業共通】  （１）通所給付決定保護者から利用者負担額を受領しているか。（負担額が生じる場合は必ず受領すること。） | ・条例第25条第1項、第73条第1項、第84条第1項、第96条第1項 | □適  □不適  □該当なし |
| 14　利用者負担額等の受領 | 【指定児童発達支援、指定放課後等デイサービス、指定居宅訪問型児童発達支援、指定保育所等訪問支援】  （２）法定代理受領を行わない指定サービスを提供した際に、通所給付決定保護者から指定通所支援費用基準額を受領しているか。 | ・条例第25条第2項、第84条第2項、第96条第2項 | □適  □不適  □該当なし |
| 【指定医療型児童発達支援】  （３）法定代理受領を行わない指定サービスを提供した際に、通所給付決定保護者から次の費用の額を受領しているか。  ①指定通所支援費用基準額  ②肢体不自由児通所医療（食事療養を除く）に係るものにつき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額 | ・条例第73条第2項 | □適  □不適  □該当なし |
| 【指定児童発達支援、指定医療型児童発達支援】  （４）（１）～（３）のほか、通所給付決定保護者から受領できる次の費用を受領しているか。また、あらかじめ当該サービスの内容及び費用について説明を行い、同意を得ているか。  ①食事の提供に要する費用（指定児童発達支援（児童発達支援センター以外）を除く）  ②日用品費  ③指定サービスにおいて提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、通所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの  ※食事の提供に要する費用に係る利用料は、食材料費及び調理等に係る費用に相当する額を基本とすること。ただし、第6の24の食事提供加算の算定対象となる場合は、食材料費に相当する額を基本とすること。 | ・条例第25条第3項、第4項、第6項、第73条第3項、第4項、第6項 | □適  □不適  □該当なし |
| 【指定放課後等デイサービス】  （５）（１）、（２）のほか、通所給付決定保護者から、指定サービスにおいて提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、通所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるものの費用を受領しているか。また、あらかじめ当該サービスの内容及び費用について説明を行い、同意を得ているか。 | ・条例第84条第3項、第5項 | □適  □不適  □該当なし |
| 【指定居宅訪問型児童発達支援、指定保育所等訪問支援】  （６）（１）、（２）のほか、通常の事業の実施地域以外の地域において指定サービスを提供する場合に、通所給付決定保護者から、それに要した交通費の額を受領しているか。また、あらかじめ当該サービスの内容及び費用について説明を行い、同意を得ているか。    ※指定居宅訪問型児童発達支援において、第6の15（１）特別地域加算を算定している場合は、当該交通費の額を受領することはできない。 | ・条例第96条第3項、第5項 | □適  □不適  □該当なし |
| 【５事業共通】  （７）（１）～（６）の費用を受領した場合に、通所給付決定保護者に対し領収書を交付しているか。 | ・条例第25条第5項、第73条第5項、第84条第4項、第96条第4項 | □適  □不適  □該当なし |
| 15　利用者負担額に係る管理 | 【５事業共通】  （１）他事業所の利用者負担額も含め、利用者負担額の管理（上限額管理）を行っている場合、障害児通所給付費及び通所利用者負担合計額の算定は適正か。 | ・条例第26条 | □適  □不適  □該当なし |
| 【５事業共通】  （２）上限額管理を行う事業者は、通所利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、通所給付決定保護者及び他事業者に通知しているか。 | ・条例第26条 | □適  □不適  □該当なし |
| 16　障害児通所給付費の額に係る通知等 | 【５事業共通】  （１）法定代理受領により市町村から障害児通所給付費を支給された場合、通所給付決定保護者に対しその額を通知しているか（指定医療型児童発達支援においては、肢体不自由児通所医療費を含む）。 | ・条例第27条第1項、第74条第1項 | □適  □不適 |
| 【５事業共通】  （２）通所給付決定保護者から法定代理受領を行わない指定サービスの費用を受領した場合、指定サービスの内容、費用の額その他利用者が市町村に障害児通所給付費の請求をする上で必要な事項を記載したサービス提供証明書を通所給付決定保護者に交付しているか。 | ・条例第27条第2項、第74条第2項 | □適  □不適  □該当なし |
| 17　指定サービスの取扱方針 | 【５事業共通】  （１）通所支援計画に基づき、障害児の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定サービスの提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しているか。 | ・条例第28条第1項 | □適  □不適 |
| 【５事業共通】  （２）従業者は、指定サービスの提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、通所給付決定保護者及び障害児に対し、支援上必要な事項（通所支援計画の目標及び内容のほか、行事及び日課等）について、理解しやすいように説明しているか。 | ・条例第28条第2項 | □適  □不適 |
| 【５事業共通】  （３）提供する指定サービスの質の評価を行い、常にその改善を図っているか。 | ・条例第28条第3項 | □適  □不適 |
| 17　指定サービスの取扱方針 | 【指定児童発達支援、指定放課後等デイサービス】  （４）（３）の質の評価及び改善を行うに当たっては、次に掲げる事項について自ら評価を行うとともに、利用する障害児の保護者による評価を受けてその改善を図っているか。  ①利用する障害児及びその保護者の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた支援を提供するための体制の整備の状況  ②従業者の勤務の体制及び資質の向上のための取組の状況  ③指定サービスの用に供する設備及び備品等の状況  ④関係機関及び地域との連携、交流等の取組の状況  ⑤利用する障害児及びその保護者に対する必要な情報の提供、助言その他の援助の実施状況  ⑥緊急時等における対応方法及び非常災害対策  ⑦指定サービスの提供に係る業務の改善を図るための措置の実施状況  ※詳細は、厚生労働省HPに掲載している『児童発達支援ガイドライン』及び『放課後等デイサービスガイドライン』を参照 | ・条例第28条第4項 | □適  □不適  □該当なし |
| 【指定児童発達支援、指定放課後等デイサービス】  （５）おおむね1年に1回以上、（４）の質の評価及び改善の内容をインターネットの利用その他の方法により公表しているか。  ※公表していない場合は、第6の12の自己評価結果等未公表減算の対象となる。 | ・条例第28条第5項 | □適  □不適  □該当なし |
| 18　通所支援計画の作成等 | 【５事業共通】  （１）事業者は、児童発達支援管理責任者に通所支援計画の作成に関する業務を担当させているか。 | ・条例第29条第1項 | □適  □不適 |
| 【５事業共通】  （２）児童発達支援管理責任者は、通所支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、障害児について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて通所給付決定保護者及び障害児の希望する生活や課題等の把握（アセスメント）を行い、障害児の発達を支援する上での適切な支援内容の検討をしているか。 | ・条例第29条第2項 | □適  □不適 |
| 【５事業共通】  （３）児童発達支援管理責任者は、アセスメントに当たっては、通所給付決定保護者及び障害児に面接して行っているか。また、面接を行う際には、通所給付決定保護者及び障害児に対して面接の趣旨を十分に説明し、理解を得ているか。 | ・条例第29条第3項 | □適  □不適 |
| 【５事業共通】  （４）児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、下記の事項等を記載した通所支援計画の原案を作成しているか。  ①通所給付決定保護者及び障害児の生活に対する意向  ②障害児に対する総合的な支援目標及びその達成時期  ③生活全般の質を向上させるための課題  ④指定サービスの具体的内容  ⑤指定サービスを提供する上での留意事項等  ⑥当該指定事業所が提供する指定サービス以外の保健医療・福祉サービス等との連携　　等 | ・条例第29条第4項 | □適  □不適 |
| 18　通所支援計画の作成等 | 【５事業共通】  （５）児童発達支援管理責任者は、通所支援計画の原案について担当者等に意見を求めるための会議（テレビ電話装置等を活用して行うことができる）を開催しているか。 | ・条例第29条第5項 | □適  □不適 |
| 【５事業共通】  （６）児童発達支援管理責任者は、通所支援計画について、通所給付決定保護者及び障害児に対し内容を説明した上で文書により同意を得ているか。また、通所支援計画を作成した際は、通所給付決定保護者に交付しているか。 | ・条例第29条第6項、第7項 | □適  □不適 |
| 【５事業共通】  （７）児童発達支援管理責任者は、通所支援計画作成後、通所支援計画の実施状況の把握（モニタリング）を行うとともに解決すべき課題を把握し、少なくとも6月に1回以上、通所支援計画の見直しを行い、必要に応じて通所支援計画の変更を行っているか。通所支援計画の見直しに当たっては担当者の間で会議を開催するとともに、見直しの内容について通所給付決定保護者の同意を得ているか。また、通所支援計画の変更があった場合、（２）から（６）に準じて取り扱っているか。 | ・条例第29条第8項、第10項 | □適  □不適 |
| 【５事業共通】  （８）児童発達支援管理責任者は、モニタリングに当たっては、通所給付決定保護者との連絡を継続的に行い、特別の事情がない限り、定期的に通所給付決定保護者及び障害児に面接し、モニタリング結果を記録しているか。 | ・条例第29条第9項 | □適  □不適 |
| 19　児童発達支援管理責任者の責務 | 【５事業共通】  （１）児童発達支援管理責任者は、次に掲げる業務を行っているか。  ①18に規定する通所支援計画の作成に関する業務  ②20に規定する相談及び援助を行うこと  ③他の従業者に対して、指定サービスに係る技術指導及び助言を行うこと | ・条例第29条第1項、第30条 | □適  □不適 |
| 20　相談及び援助 | 【５事業共通】  （１）常に障害児の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、障害児又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っているか。 | ・条例第31条 | □適  □不適 |
| 21　指導、訓練等 | 【５事業共通】  （１）障害児の心身の状況に応じ、障害児の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって指導、訓練等を行っているか。 | ・条例第32条第1項 | □適  □不適 |
| 【５事業共通】  （２）障害児が日常生活における適切な習慣を確立するとともに、社会生活への適応性を高めるよう、あらゆる機会を通じて支援を行っているか。 | ・条例第32条第2項 | □適  □不適 |
| 21　指導、訓練等 | 【５事業共通】  （３）障害児の適性に応じ、障害児ができる限り健全な社会生活を営むことができるよう、より適切に指導、訓練等を行っているか。 | ・条例第32条第3項 | □適  □不適 |
| 【５事業共通】  （４）常時一人以上の従業者を指導、訓練等に従事させているか。 | ・条例第32条第4項 | □適  □不適 |
| 【５事業共通】  （５）障害児に対して、当該障害児に係る通所給付決定保護者の負担により、指定事業所の従業者以外の者による指導、訓練等を受けさせていないか。 | ・条例第32条第5項 | □適  □不適 |
| 22　食事 | 【指定児童発達支援（児童発達支援センターのみ）、医療型児童発達支援】  （１）障害児に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、障害児の健全な発育に必要な栄養量を含有するものとなっているか。 | ・条例第33条第1項 | □適  □不適  □該当なし |
| 【指定児童発達支援（児童発達支援センターのみ）、医療型児童発達支援】  （２）食事は、（１）の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに障害児の身体的状況及び嗜好を考慮したものとなっているか。 | ・条例第33条第2項 | □適  □不適  □該当なし |
| 【指定児童発達支援（児童発達支援センターのみ）、医療型児童発達支援】  （３）調理は、あらかじめ作成された献立に従って行われているか。 | ・条例第33条第3項 | □適  □不適  □該当なし |
| 【指定児童発達支援（児童発達支援センターのみ）、医療型児童発達支援】  （４）障害児の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めているか。 | ・条例第33条第4項 | □適  □不適  □該当なし |
| 23　社会生活上の便宜の供与等 | 【５事業共通】  （１）教養娯楽設備等を備えるほか、適宜障害児のためのレクリエーション行事を行っているか。 | ・条例第34条第1項 | □適  □不適 |
| 【５事業共通】  （２）会報の送付、行事への参加の呼びかけ等により、常に障害児の家族との連携を図るよう努めているか。 | ・条例第34条第2項 | □適  □不適 |
| 24　健康管理 | 【指定児童発達支援（児童発達支援センターのみ）、医療型児童発達支援】  （１）常に障害児の健康の状況に注意するとともに、通所する障害児に対し、通所開始時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法に規定する健康診断に準じて行っているか。 | ・条例第35条第1項 | □適  □不適  □該当なし |
| 【指定児童発達支援（児童発達支援センターのみ）、医療型児童発達支援】  （２）（１）の健康診断の全部又は一部に相当する健康診断（下表「代えることができる健康診断」）が行われている場合は、当該健康診断を（１）の健康診断の全部又は一部に代えることができるが、この場合において、当該健康診断の結果を把握しているか。   |  |  |  | | --- | --- | --- | | （１）の健康診断 | 通所する障害児に対する障害児の  通所開始時の健康診断 | 定期の健康診断又は臨時の健康診断 | | 代えることができる  健康診断 | 児童相談所等における障害児の  通所開始前の健康診断 | 障害児が通学する学校における健康  診断 | | ・条例第35条第2項 | □適  □不適  □該当なし |
| 【指定児童発達支援（児童発達支援センターのみ）、医療型児童発達支援】  （３）従業者の健康診断に当たっては、綿密な注意を払っているか。 | ・条例第35条第3項 | □適  □不適  □該当なし |
| 25　緊急時等の対応 | 【５事業共通】  （１）現に指定サービスの提供を行っているときに障害児に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。 | ・条例第36条 | □適  □不適 |
| 26　通所給付決定保護者に関する市町村への通知 | 【５事業共通】  （１）指定サービスを受けている障害児に係る通所給付決定保護者が偽りその他不正な行為によって障害児通所給付費若しくは特例障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。 | ・条例第37条、第75条 | □適  □不適  □該当なし |
| 27　管理者の業務 | 【５事業共通】  （１）管理者は、従業者及び業務の一元的な管理を行っているか。また、従業員に条例に規定する運営に関する基準を遵守させるため、必要な指揮命令を行っているか。 | ・条例第38条 | □適  □不適 |
| 28　運営規程 | 【指定児童発達支援、指定放課後等デイサービス】  （１）指定事業所ごとに、次に掲げる重要事項に関する運営規程を定め、従業者及び利用者に周知しているか。  ①事業の目的及び運営の方針  ②従業者の職種、員数及び職務の内容  ③営業日及び営業時間  ④利用定員（複数の指定サービスの単位が設置されている場合は、単位ごとの利用定員）  ⑤指定サービスの内容並びに通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額  ⑥通常の事業の実施地域  ⑦サービスの利用に当たっての留意事項  ⑧緊急時等における対応方法  ⑨非常災害対策  ⑩事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類  ⑪虐待の防止のための措置に関する事項  ⑫その他運営に関する重要事項 | ・条例第39条 | □適  □不適  □該当なし |
| 【指定医療型児童発達支援】  （２）指定事業所ごとに、次に掲げる重要事項に関する運営規程を定め、従業者及び利用者に周知しているか。  ①事業の目的及び運営の方針  ②従業者の職種、員数及び職務の内容  ③営業日及び営業時間  ④利用定員（複数の指定サービスの単位が設置されている場合は、単位ごとの利用定員）  ⑤指定サービスの内容並びに通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額  ⑥通常の事業の実施地域  ⑦サービスの利用に当たっての留意事項  ⑧緊急時等における対応方法  ⑨非常災害対策  ⑩虐待の防止のための措置に関する事項  ⑪その他運営に関する重要事項 | ・条例第76条 | □適  □不適  □該当なし |
| 【指定居宅訪問型児童発達支援、指定保育所等訪問支援】  （３）指定事業所ごとに、次に掲げる重要事項に関する運営規程を定め、従業者及び利用者に周知しているか。  ①事業の目的及び運営の方針  ②従業者の職種、員数及び職務の内容  ③営業日及び営業時間  ④指定サービスの内容並びに通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額  ⑤通常の事業の実施地域  ⑥サービスの利用に当たっての留意事項  ⑦緊急時等における対応方法  ⑧虐待の防止のための措置に関する事項  ⑨その他運営に関する重要事項 | ・条例第97条 | □適  □不適  □該当なし |
| 29　勤務体制の確保等 | 【５事業共通】  （１）障害児に対して適切なサービスが提供できるよう、指定事業所ごとに従業者の勤務体制を定めているか。  ※原則として月ごとの勤務表を作成し、従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にすること。 | ・条例第40条第1項 | □適  □不適 |
| 【５事業共通】  （２）指定事業所ごとに、当該事業所の従業者によって指定サービスを提供しているか。  ※利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については第三者への委託等も可能。 | ・条例第40条第2項 | □適  □不適 |
| 【５事業共通】  （３）従業者の資質向上のため、当該事業者以外の者が実施する研修や当該事業所内の研修への従業者の参加の機会を確保しているか。 | ・条例第40条第3項 | □適  □不適 |
| 【５事業共通】  （４）適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。  ※詳細は、「事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（平成18年厚生労働省告示第615号）」及び「事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上構ずべき措置等についての指針（令和2年厚生労働省告示第5号）」を参照。 | ・条例第40条第4項 | □適  □不適 |
| 30　業務継続計画の策定等 | 【５事業共通】  （１）感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。  ※令和6年3月31日までは努力義務。 | ・条例第40条の2第1項 | □適  □不適 |
| 【５事業共通】  （２）従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しているか。  ※令和6年3月31日までは努力義務。 | ・条例第40条の2第2項 | □適  □不適 |
| 【５事業共通】  （３）定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。  ※令和6年3月31日までは努力義務。 | ・条例第40条の2第3項 | □適  □不適 |
| 31　定員の遵守 | 【指定児童発達支援、指定医療型児童発達支援、指定放課後等デイサービス】  （１）利用定員及び訓練指導室の定員を超えて指定サービスの提供を行っていないか。  ※災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。 | ・条例第41条 | □適  □不適  □該当なし |
| 32　非常災害対策 | 【指定児童発達支援、指定医療型児童発達支援、指定放課後等デイサービス】  （１）消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に当該指定事業所の従業者及び利用者に周知しているか。  ※非常災害に関する具体的な計画：消防法施行規則に規定する消防計画（準ずる計画を含む）及び風水害、地震等の災害に対処するための計画（消防計画のみを指すものではないことに注意すること）  ※詳細は、「障害者支援施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について」（平成28年9月9日障障発0909第1号）を参照。 | ・条例第42条第1項 | □適  □不適  □該当なし |
| 【指定児童発達支援、指定医療型児童発達支援、指定放課後等デイサービス】  （２）非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか。 | ・条例第42条第2項 | □適  □不適  □該当なし |
| 【指定児童発達支援、指定医療型児童発達支援、指定放課後等デイサービス】  （３）（２）の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めているか。 | ・条例第42条第3項 | □適  □不適  □該当なし |
| 33　安全計画の策定等 | 【５事業共通】  （１）障害児の安全の確保を図るため、事業所ごとに、当該事業所の設備の安全点検、従業者、障害児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業者の研修及び訓練その他事業所における安全に関する事項についての計画（以下「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じているか。  ※令和6年3月31日までは努力義務。 | ・条例第42条の2第1項 | □適  □不適 |
| 【５事業共通】  （２）従業者に対し、安全計画について周知するとともに、（１）の研修及び訓練を定期的に実施しているか。  ※令和6年3月31日までは努力義務。 | ・条例第42条の2第2項 | □適  □不適 |
| 【５事業共通】  （３）障害児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しているか。  ※令和6年3月31日までは努力義務。 | ・条例第42条の2第3項 | □適  □不適 |
| 33　安全計画の策定等 | 【５事業共通】  （４）定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行っているか。  ※令和6年3月31日までは努力義務。 | ・条例第42条の2第4項 | □適  □不適 |
| 34　自動車を運行する場合の所在の確認 | 【５事業共通】  （１）障害児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の障害児の移動のために自動車を運行するときは、障害児の乗車及び降車の際に、点呼その他の障害児の所在を確実に把握することができる方法により、障害児の所在を確認しているか。 | ・条例第42条の3第1項 | □適  □不適  □該当なし |
| 【５事業共通】  （２）障害児の送迎を目的とした自動車（運転席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に障害児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他車内の障害児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて（１）に定める所在の確認（障害児の降車の際に限る。）を行っているか。  ※令和6年3月31日までは、装置を備えることが困難である場合は、代替的な措置を講ずることとして差し支えない。 | ・条例第42条の3第2項 | □適  □不適  □該当なし |
| 35　衛生管理等 | 【５事業共通】  （１）障害児の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行っているか。 | ・条例第43条第1項 | □適  □不適 |
| 【５事業共通】  （２）事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じているか。  ①感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができる）の定期的な開催及び従業者に対する結果の周知  ②感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針の整備  ③従業者に対する感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練の定期的な実施  ※令和6年3月31日までは努力義務。 | ・条例第43条第2項 | □適  □不適 |
| 36　協力医療機関 | 【指定児童発達支援、指定放課後等デイサービス、指定居宅訪問型児童発達支援、指定保育所等訪問支援】  （１）障害児の病状の急変等に備えるため、あらかじめ協力医療機関を定めているか。  ※指定事業所から近距離にあることが望ましい。 | ・条例第44条 | □適  □不適  □該当なし |
| 37　掲示 | 【５事業共通】  （１）指定事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務体制、36の協力医療機関（指定医療型児童発達支援を除く）その他利用申込者のサービスの選択に必要な重要事項を掲示しているか。  ※書面を事業所内に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、掲示に代えることができる。 | ・条例第45条 | □適  □不適 |
| 38　身体拘束等の禁止 | 【５事業共通】  （１）指定サービスの提供に当たっては、障害児又は他の障害児の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（身体拘束等）を行っていないか。  ※身体拘束等に関する取り扱いについては、厚生労働省HPに掲載している『障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応手引き』を参照。 | ・条例第46条第1項 | □適  □不適 |
| 【５事業共通】  （２）やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しているか。  ※本項目に規定されている事項が記録されていない場合、第6の14の身体拘束廃止未実施減算の対象となる。 | ・条例第46条第2項 | □適  □不適  □該当なし |
| 【５事業共通】  （３）身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じているか。  ①身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができる）の定期的な開催及び従業者に対する結果の周知  ②身体拘束等の適正化のための指針の整備  ③従業者に対する身体拘束等の適正化のための研修の定期的な実施  ※令和5年4月1日以降は、本項目に規定されている事項が実施されていない場合、第7の14の身体拘束廃止未実施減算の対象となる。 | ・条例第46条第3項 | □適  □不適 |
| 39　虐待等の禁止 | 【５事業共通】  （１）従業者は、障害児に対し、児童虐待の防止等に関する法律第2条各号に掲げる行為その他当該障害児の心身に有害な影響を与える行為をしていないか。  ※児童虐待の防止等に関する法律  第2条　この法律において、「児童虐待」とは、保護者(親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。以下同じ。)がその監護する児童(十八歳に満たない者をいう。以下同じ。)について行う次に掲げる行為をいう。  一　児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。  二　児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。  三　児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による前二号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること  四　児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力(配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。第十六条において同じ。)その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。 | ・条例第47条第1項 | □適  □不適 |
| 【５事業共通】  （２）虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じているか。  ①虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができる）の定期的な開催及び従業者に対する結果の周知  ②従業者に対する虐待の防止のための研修の定期的な実施  ③①及び②に掲げる措置を適切に実施するための担当者の配置 | ・条例第47条第2項 | □適  □不適 |
| 40　秘密保持等 | 【５事業共通】  （１）従業者及び管理者は、正当な理由なく、業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らしていないか。 | ・条例第49条第1項 | □適  □不適 |
| 【５事業共通】  （２）従業者及び管理者であった者が、正当な理由なく業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じているか。  ※一例として、従業者と雇用契約時に取り決めを行う等、なお、退職後も秘密は保持する必要がある。 | ・条例第49条第2項 | □適  □不適 |
| 【５事業共通】  （３）他の事業者等に対し、障害児又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により障害児又はその家族の同意（サービス提供開始時に包括的な同意を得ておくことで可）を得ているか。 | ・条例第49条第3項 | □適  □不適 |
| 41　情報の提供等 | 【指定児童発達支援、指定放課後等デイサービス】  （１）指定サービスを利用しようとする障害児が適切かつ円滑に利用できるよう、当該事業者が実施する事業内容の情報提供を行っているか。 | ・条例第50条第1項 | □適  □不適  □該当なし |
| 【指定医療型児童発達支援、指定居宅訪問型児童発達支援、指定保育所等訪問支援】  （２）指定サービスを利用しようとする障害児が適切かつ円滑に利用できるよう、当該事業者が実施する事業内容の情報提供を行うよう努めているか。 | ・条例第77条第1項 | □適  □不適  □該当なし |
| 【５事業共通】  （３）当該事業者について広告をする場合、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていないか。 | ・条例第50条第2項、第77条第2項 | □適  □不適 |
| 42　利益供与等の禁止 | 【５事業共通】  （１）相談支援事業者若しくは障害福祉サービス事業者又はその従業者に対し、障害児又はその家族に当該事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。 | ・条例第51条第1項 | □適  □不適 |
| 【５事業共通】  （２）相談支援事業者若しくは障害福祉サービス事業者又はその従業者から、障害児又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。 | ・条例第51条第2項 | □適  □不適 |
| 43　苦情解決  43　苦情解決 | 【５事業共通】  （１）提供した指定サービスに関する障害児又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、必要な措置（相談窓口、苦情解決の体制及び手順等の整備）を講じ、当該措置の内容を周知しているか。  ※当該措置の概要については、通所給付決定保護者等にサービスの内容を説明する文書に記載し、当該事業所に掲示することが望ましい。 | ・条例第52条第1項 | □適  □不適 |
| 【５事業共通】  （２）（１）の苦情について、受付日、内容等を記録しているか。 | ・条例第52条第2項 | □適  □不適  □該当なし |
| 【５事業共通】  （３）提供したサービスに係る法第21条の5の22第1項の規定による報告若しくは帳簿書類その他物件の提出若しくは提示の命令又は質問若しくは指定事業者の設備若しくは帳簿書類その他物件の検査に応じているか。また、障害児又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に関して行う調査に協力するとともに、指導又は助言を受けたときは、当該指導又は助言を勘案して必要な改善を行うよう努めているか。  ※児童福祉法  第21条の5の22　都道府県知事又は市町村長は、必要があると認めるときは、指定障害児通所支援事業者若しくは指定障害児通所支援事業者であつた者若しくは当該指定に係る障害児通所支援事業所の従業者であつた者(以下この項において「指定障害児通所支援事業者であつた者等」という。)に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、指定障害児通所支援事業者若しくは当該指定に係る障害児通所支援事業所の従業者若しくは指定障害児通所支援事業者であつた者等に対し出頭を求め、又は当該職員に、関係者に対し質問させ、若しくは当該指定障害児通所支援事業者の当該指定に係る障害児通所支援事業所、事務所その他当該指定通所支援の事業に関係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。 | ・条例第52条第3項 | □適  □不適  □該当なし |
| 【５事業共通】  （４）市長等から求めがあった場合に、（３）の指導又は助言を勘案して講じた措置について報告しているか。 | ・条例第52条第4項 | □適  □不適  □該当なし |
| 【５事業共通】  （５）運営適正化委員会が社会福祉法第85条の規定により行う苦情解決に向けた調査、あっせんにできる限り協力しているか。  ※社会福祉法  第85条　運営適正化委員会は、福祉サービスに関する苦情について解決の申出があつたときは、その相談に応じ、申出人に必要な助言をし、当該苦情に係る事情を調査するものとする。  ２　運営適正化委員会は、前項の申出人及び当該申出人に対し福祉サービスを提供した者の同意を得て、苦情の解決のあつせんを行うことができる。 | ・条例第52条第5項 | □適  □不適  □該当なし |
| 44　地域との連携等 | 【５事業共通】  （１）その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めているか。 | ・条例第53条第1項 | □適  □不適 |
| 【指定児童発達支援（児童発達支援センターのみ）、医療型児童発達支援】  （２）通常の事業の実施地域の障害児の福祉に関し、障害児若しくはその家庭又は当該障害児が通い、在学し、若しくは在籍する保育所、幼稚園、小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）若しくは特別支援学校若しくは認定こども園その他児童が集団生活を営む施設からの相談に応じ、助言その他の必要な援助を行うよう努めているか。 | ・条例第53条第2項 | □適  □不適  □該当なし |
| 45　事故発生時の対応 | 【５事業共通】  （１）障害児に対する指定サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市、通所給付決定市町村、当該障害児の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。  ※事故が発生した場合の対応方法をあらかじめ定めて置くことが望ましい。また、事業所にAEDを設置することや救急講習等を受講することが望ましい。 | ・条例第54条第1項 | □適  □不適 |
| 【５事業共通】  （２）事故の状況及び事故に際してとった処置について、記録しているか。  ※事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じること。 | ・条例第54条第2項 | □適  □不適  □該当なし |
| 【５事業共通】  （３）障害児に対する指定サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。  ※賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくことが望ましい。 | ・条例第54条第3項 | □適  □不適  □該当なし |
| 46　会計の区分 | 【指定児童発達支援、指定放課後等デイサービス、指定居宅訪問型児童発達支援、指定保育所等訪問支援】  （１）指定事業所ごとに経理を区分するとともに、各指定事業ごとに会計を区分しているか。  ※多機能型事業所においても、事業ごとの区分が必要となる。 | ・条例第55条 | □適  □不適 |
| 47　記録の整備 | 【５事業共通】  （１）従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。また、次の記録について指定サービスを提供した日から5年間保存しているか。  ①11（１）のサービス提供の記録  ②通所支援計画  ③26（１）の通所給付決定保護者に関する市町村への通知  ④38（２）の身体拘束等に関する記録  ⑤43（２）の苦情の内容等の記録  ⑥45（２）の事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録 | ・条例第56条 | □適  □不適 |
| 48　電磁的記録等 | 【５事業共通】  （１）電磁的記録等による場合は、作成、保存その他これらに類するもののうち、書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報の記載された紙その他の有体物をいう。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（受給者証記載事項又は受給者証に記載された内容により確認することが義務付けられているもの及び（２）に規定するものを除く。）について、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行っているか。 | ・条例第107条第1項 | □適  □不適  □該当なし |
| 【５事業共通】  （２）電磁的記録等による場合は、交付、説明、同意、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が障害児又は通所給付決定保護者である場合には当該障害児又は通所給付決定保護者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することが出来ない方法をいう。）により行っているか。 | ・条例第107条第2項 | □適  □不適  □該当なし |

第５　共生型障害児通所支援に関する基準

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 主眼事項 | 着眼点 | 根拠法令等 | 自主点検結果 |
| １　共生型事業を行う事業者等の基準 | 【指定児童発達支援、指定放課後等デイサービス】  （１）指定生活介護事業者等が共生型サービスを実施する際に、以下の基準を満たしているか。  ①指定生活介護事業所等の従業者の員数が、当該指定生活介護事業所等が提供する指定生活介護支援等を受ける障害児の数を指定生活介護支援等を受ける障害児の数及び共生型サービスの障害児の数の合計数であるとした場合における、当該指定生活介護事業所等として必要とされる数以上であること。  ②共生型サービスの障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。 | ・条例第57条第1項 | □適  □不適  □該当なし |
| 【指定児童発達支援、指定放課後等デイサービス】  （２）指定通所介護事業者等が共生型サービスを実施する際に、以下の基準を満たしているか。  ①指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護等の利用者の数と共生型サービスの障害児の数の合計数で除して得た面積が三平方メートル以上であること。  ②指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の利用者の数及び共生型サービスの障害児の数の合計数であるとした場合における、当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。  ③共生型サービスの障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。 | ・条例第58条第1項 | □適  □不適  □該当なし |
| 【指定児童発達支援、指定放課後等デイサービス】  （３）指定小規模多機能型居宅介護事業者等が共生型サービスを実施する際に、以下の基準を満たしているか。  ①指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者の数と共生型通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。）を29人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては、18人）以下とすること。  ②指定小規模多機能型居宅介護事業所等のうち通いサービスの利用定員を登録定員の二分の一から十五人（登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては、登録定員に応じて次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては、12人）までの範囲内とすること。   |  |  | | --- | --- | | 登録定員 | 利用定員 | | 26人又は27人 | 16人 | | 28人 | 17人 | | 29人 | 18人 |   ③指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。  ④指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数並びに共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における、指定地域密着型サービス基準条例第84条若しくは第194条又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第46条に規定する基準を満たしていること。  ⑤共生型サービスの障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。  ※指定地域密着型サービス基準条例…青森市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成25年青森市条例第10号）  ※指定地域密着型介護予防サービス基準条例…青森市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員､設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(平成25年青森市条例第11号) | ・条例第59条第1項 | □適  □不適  □該当なし |

第６　変更の届出等

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 主眼事項 | 着眼点 | 根拠法令等 | 自主点検結果 |
| １　変更の申請 | 【指定児童発達支援、指定放課後等デイサービス】  （１）事業所の定員を増加しようとするとき、事前に市長に申請しているか。 | ・法第21条の5の20第1項  ・法施行規則第18条の34の2 | □適  □不適  □該当なし |
| ２　変更の届出 | 【５事業共通】  （１）次の事項に変更があったとき、又は事業を再開したときは、10日以内に届け出ているか。また、事業の休止・廃止をしようとするときは、休止・廃止予定日の1月前までに届け出ているか。  ①事業所の名称及び所在地  ②申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名  ③申請者の登記事項証明書又は条例等（当該指定に係る事業に関するものに限る。）  ④事業所の平面図（各室の用途を明示するものとする。医療型児童発達支援においては「建物の構造概要及び平面図」）並びに設備の概要  ⑤事業所の管理者及び児童発達管理責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴  ⑥運営規程 | ・法第21条の5の20第3項、第4項  ・法施行規則第18条の35 | □適  □不適  □該当なし |

第７　障害児通所支援給付費の算定及び取扱い

| 主眼事項 | 着眼点 | 根拠法令等 | 自主点検結果 |
| --- | --- | --- | --- |
| １　障害児通所支援給付費等基本的事項 | 【５事業共通】  （１）「障害児通所給付費等単位数表」に「厚生労働大臣が定める単位の単価」に定める一単位の単価を乗じて得た額を算定しているか。 | ・平24厚告第122号  ・平24厚告第128号 | □適  □不適 |
| 【５事業共通】  （２）額の算定にあたって、端数処理（1円未満の端数は切捨て）を適切に行っているか。 | ・平24厚告第122号 | □適  □不適 |
| ２　児童発達支援給付費 | 【指定児童発達支援（児童発達支援センターのみ）】  （１）児童発達支援センターにおいて障害児、難聴児又は重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行う場合については、次の①及び②のイ、ロ又はハの区分に該当するものとして市に届け出た指定児童発達支援の単位において指定児童発達支援を行った場合に、障害児の障害児種別及び医療的ケア区分並びに利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定しているか。  イ　障害児に対し指定児童発達支援を行う場合　次のいずれにも該当  ①児童指導員、保育士、機能訓練担当職員及び看護職員の員数の総数が障害児の数を4で除して得た数以上であること  ②看護職員の員数の総数が、下記の数以上であること  医療的ケア区分3の障害児 ＋ 医療的ケア区分2の障害児÷2 ＋ 医療的ケア区分1の障害児÷3  ロ　難聴児に対し指定児童発達支援を行う場合   1. 児童指導員、保育士、言語聴覚士、機能訓練担当職員及び看護職員の員数の総数が障害児の数を4で除して得た数以上であること   ②看護職員の員数の総数が、下記の数以上であること  医療的ケア区分3の障害児 ＋ 医療的ケア区分2の障害児÷2 ＋ 医療的ケア区分1の障害児÷3  ハ　重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行う場合  ①児童指導員、保育士、機能訓練担当職員及び看護職員の員数の総数が障害児の数を4で除して得た数以上であること  ②看護職員及び機能訓練担当職員の員数はそれぞれ1以上であること。  ※地方公共団体が設置する児童発達支援センターの場合は、所定単数の965/1000に相当する単位数を算定する。 | ・平24厚告第122号別表第1の1注1 | □適  □不適  □該当なし |
| ２　児童発達支援給付費 | 【指定児童発達支援（児童発達支援センター除く）】  （２）児童発達支援センター以外において障害児又は重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行う場合については、次のイ、ロ又はハの区分に該当するものとして市に届け出た指定児童発達支援の単位において指定児童発達支援を行った場合に、障害児の障害種別及び医療的ケア区分並びに利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定しているか。  イ　障害児（主に未就学児）に対し指定児童発達支援を行う場合　次の①及び②に該当し、又は③に該当する場合であって、かつ④に該当すること  ①第2の1及び第2の２（１）の基準を満たしていること  ②障害児のうち小学校就学前の者の占める割合が70％以上であること  ③第2の３（１）の基準を満たしていること  ④看護職員の員数の総数が、下記の数以上であること  医療的ケア区分3の障害児 ＋ 医療的ケア区分2の障害児÷2 ＋ 医療的ケア区分1の障害児÷3  ロ　障害児に対し指定児童発達支援を行う場合（イ以外の場合）　次の①及び②のいずれにも該当すること  ①第2の1及び第2の２（１）の基準を満たしていること  ②看護職員の員数の総数が、下記の数以上であること  医療的ケア区分3の障害児 ＋ 医療的ケア区分2の障害児÷2 ＋ 医療的ケア区分1の障害児÷3  ハ　重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行う場合　第2の３（１）の基準を満たしていること | ・平24厚告第122号別表第1の1注2 | □適  □不適  □該当なし |
| ３　医療型児童発達支援給付費 | 【指定医療型児童発達支援】  （１）指定医療型児童発達支援事業所又は指定医療機関において、指定医療型児童発達支援を行った場合に、障害児の障害種別に応じてそれぞれ所定単位数を算定しているか。  ※地方公共団体が設置する指定医療型児童発達支援事業所の場合は、所定単位数の965/1000に相当する単位数を算定する。 | ・平24厚告第122号別表第2の1注1 | □適  □不適  □該当なし |
| ４　放課後等デイサービス給付費 | 【指定放課後等デイサービス】  （１）授業終了後に障害児又は重症心身障害児に対し指定放課後等デイサービスを行う場合については、学校（幼稚園及び大学を除く）に就学している障害児（就学児）に対し、授業終了後に、次のイ、ロ、ハ、ニ又はホの区分に該当するものとして届け出た指定放課後等デイサービスの単位において、指定放課後等デイサービスを行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。  イ　障害児（重度心身障害児を除く）に対し指定放課後等デイサービスを行う場合（3時間超）　次の①又は②及び③に該当すること  ①第2の２（１）の基準を満たしていること  ②看護職員の員数の総数が、下記の数以上であること  医療的ケア区分3の障害児 ＋ 医療的ケア区分2の障害児÷2 ＋ 医療的ケア区分1の障害児÷3  ③第2の３（１）の基準を満たしていること  ロ　障害児（重度心身障害児を除く）に対し指定放課後等デイサービスを行う場合（3時間未満）　次の①から③のいずれにも該当すること  ①第2の２（１）の基準を満たしていること  ②指定放課後等デイサービスの提供時間（時間×単位）が3時間未満であること  ③看護職員の員数の総数が、下記の数以上であること  医療的ケア区分3の障害児 ＋ 医療的ケア区分2の障害児÷2 ＋ 医療的ケア区分1の障害児÷3  ハ　障害児（重度心身障害児を除く）に対し指定放課後等デイサービスを行う場合  ※サービスの提供時間が30分以下のものについては、通所支援計画に基づき、周囲の環境に慣れるために提供時間が30分以下の指定サービスが必要であると市町村が認めた就学児に対し、指定サービスを行った場合に算定する。 | ・平24厚告第122号別表第3の1注1、3  ・平24厚告第269号 別表第2 | □適  □不適  □該当なし |
| 【指定放課後等デイサービス】  （２）休業日に障害児又は重症心身障害児に対し指定放課後等デイサービスを行う場合については、就学児に対し、休業日に、次の①～③の区分に該当するものとして市に届け出た指定放課後等デイサービスの単位において指定放課後等デイサービスを行った場合に、１日につき所定単位数を算定しているか。  ①障害児（重度心身障害児を除く）に対し指定放課後等デイサービスを行う場合（3時間超）　（１）のイに同じ  ②障害児（重度心身障害児を除く）に対し指定放課後等デイサービスを行う場合（3時間未満）　（１）のロに同じ  ③重度心身障害児に対し指定放課後等デイサービスを行う場合  ※サービスの提供時間が30分以下のものについては、通所支援計画に基づき、周囲の環境に慣れるために提供時間が30分以下の指定サービスが必要であると市町村が認めた就学児に対し、指定サービスを行った場合に算定する。 | ・平24厚告第122号別表第3の1注2、3 | □適  □不適  □該当なし |
| ５　居宅訪問型児童発達支援給付費 | 【指定居宅訪問型児童発達支援】  （１）指定居宅訪問型児童発達支援事業所において指定居宅訪問型児童発達支援を行った場合に、所定単位数を算定しているか。 | ・平24厚告第122号別表第4の1注1 | □適  □不適  □該当なし |
| ６　保育所等訪問支援費 | 【指定保育所等訪問支援】  （１）指定保育所等訪問支援事業所において指定保育所等訪問支援を行った場合に、所定単位数を算定しているか。 | ・平24厚告第122号別表第5の1注1 | □適  □不適  □該当なし |
| ７　訪問支援員特別加算 | 【指定居宅訪問型児童発達支援、指定保育所等訪問支援】  （１）障害児通所支援事業若しくは障害児相談支援事業所の他これらに準ずる事業の従業者若しくはこれに準ずる者又は障害児入所支援施設その他これに準ずる施設の従業者若しくはこれに準ずる者であって、次の①又は②のいずれかの資格又は実務経験を有する者を配置しているとして届け出た指定事業所において指定サービスを行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。  ①理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士若しくは看護職員の資格を取得後又は児童指導員、児童発達支援管理責任者、サービス管理責任者若しくは心理指導担当職員として配置された日以後、障害児に対する直接支援の業務、相談支援の業務又はこれに準ずる業務に5年以上従事した者  ②障害児に対する直接支援の業務、相談支援の業務又はこれに準ずる業務に10年以上従事した者 | ・平24厚告第122号別表第4の1注2  ・平24厚告第122号別表第5の1注1の2 | □適  □不適  □該当なし |
| ８　定員超過利用減算 | 【指定児童発達支援、指定医療型児童発達支援、指定放課後等デイサービス】  （１）事業所の障害児の数が次のイ又はロのいずれかに該当する場合、70/100を所定単位数（２～８）に乗じて得た数を算定しているか。  イ　過去3ヶ月間の利用者の数が次の①又は②に掲げる利用定員の区分に応じ、①又は②に定める場合に該当する場合  ①利用定員が11人以下　利用定員の数に3を加えて得た数を超える場合  ②利用定員が12人以上　利用定員の数に125/100を乗じて得た数を超える場合  ロ　1日の利用者の数が次の①又は②に掲げる利用定員の区分に応じ、①又は②に定める場合に該当する場合  ①利用定員が50人以下　利用定員の数に150/100を乗じて得た数を超える場合  ②利用定員が51人以上　利用定員の数に、当該利用定員の数から50を控除した数に25/100を乗じて得た数に25を加えて得た数を超える場合 | ・平24厚告第122号別表第1の1注3  ・平24厚告第122号別表第2の1注2  ・平24厚告第122号別表第3の1注4 | □適  □不適  □該当なし |
| ９　サービス提供職員欠如減算 | 【指定児童発達支援（児童発達支援センター除く）、指定放課後等デイサービス】  （１）第２の規定により置くべき児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の員数を満たしていない場合、70/100（3ヶ月以上継続している場合は50/100）を所定単位数（２～８）に乗じて得た数を算定しているか。 | ・平24厚告第122号別表第1の1注3  ・平24厚告第122号別表第3の1注4 | □適  □不適  □該当なし |
| 10　児童発達支援管理責任者欠如減算 | 【指定児童発達支援（児童発達支援センター除く）、指定放課後等デイサービス、指定居宅訪問型児童発達支援、指定保育所等訪問支援】  （１）第２の規定により置くべき児童発達支援管理責任者の員数を満たしていない場合、70/100（5ヶ月以上継続している場合は50/100）を所定単位数（２～８）に乗じて得た数を算定しているか。 | ・平24厚告第122号別表第1の1注3  ・平24厚告第122号別表第3の1注4  ・平24厚告第122号別表第4の1注3  ・平24厚告第122号別表第5の1注2 | □適  □不適  □該当なし |
| 11　通所支援計画未作成減算 | 【５事業共通】  （１）通所支援計画が作成されていない場合、次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に掲げる割合を所定単位数（２～８）に乗じて得た数を算定しているか。  ①通所支援計画が作成されていない期間が3ヶ月未満の場合　70/100  ②通所支援計画が作成されていない期間が3ヶ月以上の場合　50/100 | ・平24厚告第122号別表第1の1注3  ・平24厚告第122号別表第2の1注2  ・平24厚告第122号別表第3の1注4  ・平24厚告第122号別表第4の1注3  ・平24厚告第122号別表第5の1注2 | □適  □不適  □該当なし |
| 12　自己評価結果等未公表減算 | 【指定児童発達支援、指定放課後等デイサービス】  （１）第4の17（５）の指定サービスの質の評価及び改善の内容の公表についての規定に適合しているものとして市に届け出ていない場合、85/100を所定単位数（２～８）に乗じて得た数を算定しているか。 | ・平24厚告第122号別表第1の1注3  ・平24厚告第122号別表第3の1注4 | □適  □不適  □該当なし |
| 13　開所時間減算 | 【指定児童発達支援、指定医療型児童発達支援、指定放課後等デイサービス（休業日に行う場合に限る）】  （１）運営規程に定める営業時間（指定発達支援医療機関の場合は、指定医療発達支援を行うのに要する1日当たりの標準的な時間数）が、次の①又は②のいずれかに該当する場合は、それぞれ次に掲げる割合を所定単位数（２～８）に乗じて得た数を算定しているか。  ①4時間以上6時間未満の場合　85/100  ②4時間未満の場合　70/100  ※営業時間には、送迎のみを実施する時間は含まれない。 | ・平24厚告第122号別表第1の1注4  ・平24厚告第122号別表第2の1注3  ・平24厚告第122号別表第3の1注5 | □適  □不適  □該当なし |
| 14　身体拘束廃止未実施減算 | 【５事業共通】  （１）第4の36に規定する身体拘束等の廃止・適正化のための取組が適切に行われていない場合は、1日につき所定単位数を減算しているか。 | ・平24厚告第122号別表第1の1注5  ・平24厚告第122号別表第2の1注4  ・平24厚告第122号別表第3の1注6  ・平24厚告第122号別表第4の1注5  ・平24厚告第122号別表第5の1注4 | □適  □不適  □該当なし |
| 15　特別地域加算 | 【指定居宅訪問型児童発達支援】  （１）別に厚生労働大臣が定める地域に居住している障害児に対して、指定居宅訪問型児童発達支援事業所の訪問支援員が指定保育所等訪問支援を行った場合にあっては、1回につき所定単位数（２～８）の15/100に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。  ※別に厚生労働大臣が定める地域…平27厚告第182号参照  ※本加算の算定対象となる利用者からは、第4の14（６）の通常の実施地域を越えて支援を提供した場合の交通費の支払いを受けることができない。 | ・平24厚告第122号別表第4の1注4  ・平27厚告第182号 | □適  □不適  □該当なし |
| 【指定保育所等訪問支援】  （２）別に厚生労働大臣が定める地域にある保育所等に指定保育所等訪問支援事業所の訪問支援員が指定保育所等訪問支援を行った場合にあっては、1回につき所定単位数（２～８）の15/100に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。  ※別に厚生労働大臣が定める地域…平27厚告第182号参照 | ・平24厚告第122号別表第5の1注3  ・平27厚告第182号 | □適  □不適  □該当なし |
| 16　人工内耳装用児支援加算 | 【指定児童発達支援（児童発達支援センターのみ）】  （１）指定児童発達支援の単位（主として難聴児を通わせる児童発達支援センターに限る）において、難聴児のうち人工内耳を装用している障害児に対して指定児童発達支援を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。 | ・平24厚告第122号別表第1の1注7 | □適  □不適  □該当なし |
| 17　児童指導員等加配加算 | 【指定児童発達支援、指定放課後等デイサービス】  （１）児童指導員等加配加算については、常時見守りが必要な障害児に対する支援や障害児の保護者に対する支援方法の指導を行う等の支援の強化を図るために、児童発達支援給付費又は放課後等デイサービス給付費の算定に必要となる従業者の員数（18の専門的支援加算を算定している場合は、当該加算の算定に必要となる従業者の員数を含む）に加え、理学療法士等、児童指導員等又はその他の従業者を１以上配置しているものとして届け出た指定事業所において、指定サービスを行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか  ※理学療法士等…下記のいずれかに該当  ・理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士  ・専門職員学校教育法の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有する者  ・国立リハビリテーションセンターの学院に置かれる視覚障害学科の教科を履修した者又はこれに準ずる視覚障害者の生活訓練を専門とする技術者の養成を行う研修を修了した者  ※児童指導員等…下記のいずれかに該当  ・児童指導員  ・手話通訳士、手話通訳者  ・強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者 | ・平24厚告第122号別表第1の1注8  ・平24厚告第122号別表第3の1注7 | □適  □不適  □該当なし |
| 18　専門的支援加算 | 【指定児童発達支援】  （１）理学療法士等（保育士にあっては、保育士として５年以上児童福祉事業に従事した者に限る。）又は児童指導員（児童指導員として５年以上児童福祉事業に従事した者に限る。）による支援が必要な障害児に対する支援及びその障害児の保護者に対する支援方法の指導を行う等の専門的な支援の強化を図るために、児童発達支援給付費の算定に必要となる従業者の員数（17の児童指導員等加配加算加算を算定している場合は、当該加算の算定に必要となる従業者の員数を含む。）に加え、理学療法士等又は児童指導員を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。  ※11の通所支援計画未作成減算を算定している場合は、算定しない。 | ・平24厚告第122号別表第1の1注9 | □適  □不適  □該当なし |
| 【指定放課後等デイサービス】  （２）理学療法士等（保育士を除く。）による支援が必要な障害児に対する支援及びその障害児の保護者に対する支援方法の指導を行う等の専門的な支援の強化を図るために、放課後等デイサービス給付費の算定に必要となる従業者の員数（17の児童指導員等加配加算加算を算定している場合は、当該加算の算定に必要となる従業者の員数を含む。）に加え、理学療法士等又は児童指導員を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。  ※11の通所支援計画未作成減算を算定している場合は、算定しない。 | ・平24厚告第122号別表第3の1注8 | □適  □不適  □該当なし |
| 19　看護職員加配加算 | 【指定児童発達支援、指定放課後等デイサービス】  （１）看護職員加配加算（Ⅰ）については、次の①及び②のいずれもを満たすものとして市に届け出た指定事業所において、指定サービスを行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。  ①２（１）ハ又は２（２）ハ若しくは４（１）ハ又は４（２）③を算定する指定事業所であって、児童発達支援給付費又は放課後等デイサービス給付費の算定に必要となる従業者の員数に加え看護職員を1名以上（常勤換算）配置し、かつスコア表の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態である重度心身障害児のそれぞれのスコアを合算した点数が40点以上であること。  ②スコア表の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする障害児に対してサービスを提供することができる旨を公表していること。 | ・平24厚告第122号別表第1の1注10  ・平24厚告第122号別表第3の1注9  ・平24厚告第269号 | □適  □不適  □該当なし |
| 【指定児童発達支援、指定放課後等デイサービス】  （２）看護職員加配加算（Ⅱ）については、次の①及び②のいずれもを満たすものとして市に届け出た指定事業所において、指定サービスを行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。  ①２（１）ハ又は２（２）ハ若しくは４（１）ハ又は４（２）③を算定する指定事業所であって、児童発達支援給付費又は放課後等デイサービス給付費の算定に必要となる従業者の員数に加え看護職員を2名以上（常勤換算）配置し、かつスコア表の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態である重度心身障害児のそれぞれのスコアを合算した点数が72点以上であること。  ②スコア表の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする障害児に対してサービスを提供することができる旨を公表していること。 | ・平24厚告第122号別表第1の1注10  ・平24厚告第122号別表第3の1注9 | □適  □不適  □該当なし |
| 20　初回加算 | 【指定保育所等訪問支援】  （１）指定保育所等訪問支援事業所において、新規に保通所支援計画を作成した障害児に対して、当該指定保育所等訪問支援事業所の訪問支援員が初めて又は初回の指定保育所等訪問支援を行った日の属する月に指定保育所等訪問支援を行った際に児童発達支援管理責任者が同行した場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。  ※当該障害児が過去6ヶ月間に当該指定事業所を利用したことがない場合に限り、算定できる。 | ・平24厚告第122号別表第5の1の2注 | □適  □不適  □該当なし |
| 21　家庭連携加算 | 【指定児童発達支援、指定医療型児童発達支援、指定放課後等デイサービス】  （１）指定基準の規定により指定事業所に置くべき従業者（指定児童発達支援事業所においては、栄養士及び調理員を除く。）が、通所支援計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、障害児の居宅を訪問して障害児及びその家族等に対する相談援助等を行った場合に、1月につき4回を限度として、その内容の指定サービスを行うのに要する標準的な時間に応じて所定単位数を加算しているか。  ※保育所、学校等（保育所等）の当該障害児が長期間所在する場所において支援を行うことが効果的であると認められる場合には、当該保育所等及び通所給付決定保護者の同意を得た上で、当該保育所等を訪問し支援を行っても差し支えない。 | ・平24厚告第122号別表第1の2注  ・平24厚告第122号別表第2の2注  ・平24厚告第122号別表第3の2注 | □適  □不適  □該当なし |
| 【指定保育所等訪問支援】  （２）指定基準の規定により指定事業所に置くべき従業者が、通所支援計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、障害児の居宅を訪問して障害児及びその家族等に対する相談援助等を行った場合に、1月につき2回を限度として、その内容の指定サービスを行うのに要する標準的な時間に応じて所定単位数を加算しているか。  ※保育所等の訪問先において、障害児及びその家族等に対する相談援助等の支援を行った場合は算定できない。 | ・平24厚告第122号別表第5の1の3注 | □適  □不適  □該当なし |
| 22　通所施設移行支援加算 | 【指定居宅訪問型児童発達支援】  （１）指定基準の規定により指定居宅訪問型児童発達支援事業所に置くべき従業者が、指定居宅訪問型児童発達支援を利用する障害児に対して、児童発達支援センター、指定児童発達支援事業所又は指定放課後等デイサービス事業所に通うための相談援助及び連絡調整を行った場合に、1回を限度として所定単位数を加算しているか。  ※支援を行った日及び支援の要点に関する記録が必要。 | ・平24厚告第122号別表第5の2注 | □適  □不適  □該当なし |
| 23　事業所内相談支援加算 | 【指定児童発達支援、指定医療型児童発達支援、指定放課後等デイサービス】  （１）事業所内相談支援加算（Ⅰ）については、指定事業所において、従業者が、通所支援計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、障害児及びその家族等に対して当該障害児の療育に係る相談援助を行った場合に、1月につき1回を限度として、所定単位数を加算しているか。  ※同一日に（２）又は21の家庭連携加算を算定している場合は、算定できない。  ※相談援助が30分に満たない場合は算定できない。  ※相談援助を行った日及び支援の要点に関する記録が必要。 | ・平24厚告第122号別表第1の2の2注1  ・平24厚告第122号別表第2の2の2注1  ・平24厚告第122号別表第3の2の2注1 | □適  □不適  □該当なし |
| 23　事業所内相談支援加算 | 【指定児童発達支援、指定医療型児童発達支援、指定放課後等デイサービス】  （２）事業所内相談支援加算（Ⅱ）については、指定事業所において、従業者が、通所支援計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、、障害児及びその家族等に対して当該障害児の療育に係る相談援助を当該障害児以外の障害児及びその家族等と合わせて行った場合に、1月につき1回を限度として、所定単位数を加算しているか。  ※同一日に21の家庭連携加算を算定している場合は、算定できない。  ※相談援助が30分に満たない場合は算定できない。  ※相談援助を行った日及び支援の要点に関する記録が必要。 | ・平24厚告第122号別表第1の2の2注2  ・平24厚告第122号別表第2の2の2注2  ・平24厚告第122号別表第3の2の2注2 | □適  □不適  □該当なし |
| 24　食事提供加算 | 【指定児童発達支援（児童発達支援センターのみ）、指定医療型児童発達支援】  （１）食事提供加算(Ⅰ)については、児童発達支援センター又は指定医療型児童発達支援事業所において児童福祉法施行令第24条第2号、第3号ロ又は第4号に掲げる通所給付決定保護者（中間所得者）の通所給付決定に係る障害児に対し、指定サービスを行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。 | ・平24厚告第122号別表第1の3注1  ・平24厚告第122号別表第2の3注1 | □適  □不適  □該当なし |
| 【指定児童発達支援（児童発達支援センターのみ）、指定医療型児童発達支援】  （２）食事提供加算(Ⅱ)については、児童発達支援センター又は指定医療型児童発達支援事業所において児童福祉法施行令第24条第5号に掲げる通所給付決定保護者（低所得者）の通所給付決定に係る障害児に対し、指定サービスを行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。 | ・平24厚告第122号別表第1の3注2  ・平24厚告第122号別表第2の3注2 | □適  □不適  □該当なし |
| 25　利用者負担上限額管理加算 | 【５事業共通】  （１）指定事業所が通所給付決定保護者から依頼を受け、通所利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。  ※負担額が負担上限額を超えていなくても、算定対象となる。 | ・平24厚告第122号別表第1の4注  ・平24厚告第122号別表第2の4注  ・平24厚告第122号別表第3の3注  ・平24厚告第122号別表第4の3注  ・平24厚告第122号別表第5の2注 | □適  □不適  □該当なし |
| 26　福祉専門職員配置等加算 | 【指定児童発達支援、指定医療型児童発達支援、指定放課後等デイサービス】  （１）福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)については、指定基準の規定により置くべき児童指導員（指定医療型児童発達支援においては、児童指導員又は指定発達支援医療機関の職員（直接支援業務に従事する者のうち、看護職員及び保育士であるものを除く））として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理士であるものの割合が35/100以上であるものとして市に届け出た指定事業所において、指定サービスを行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。  ※多機能型事業所においては、当該事業所における全てのサービス種別の直接処遇職員を合わせて要件を計算する（（２）及び（３）においても同じ）。 | ・平24厚告第122号別表第1の5注1  ・平24厚告第122号別表第2の5注1  ・平24厚告第122号別表第3の4注1 | □適  □不適  □該当なし |
| 26　福祉専門職員配置等加算 | 【指定児童発達支援、指定医療型児童発達支援、指定放課後等デイサービス】  （２）福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)については、指定基準の規定により置くべき児童指導員（指定医療型児童発達支援においては、児童指導員又は指定発達支援医療機関の職員（直接支援業務に従事する者のうち、看護職員及び保育士であるものを除く））として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理士であるものの割合が25/100以上であるものとして市に届け出た指定事業所において、指定サービスを行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。  ※（１）を算定している場合は、算定できない。 | ・平24厚告第122号別表第1の5注2  ・平24厚告第122号別表第2の5注2  ・平24厚告第122号別表第3の4注2 | □適  □不適  □該当なし |
| 【指定児童発達支援、指定医療型児童発達支援、指定放課後等デイサービス】  （３）福祉専門職員配置等加算(Ⅲ)については、次の①又は②のいずれかに該当するものとして市に届け出た指定事業所において、指定サービスを行った場合に、１日につき所定単位数を加算しているか。  ①指定基準の規定により置くべき児童指導員又は保育士（児童指導員等。指定医療型児童発達支援においては、児童指導員若しくは保育士又は指定発達支援医療機関の職員（直接支援業務に従事する保育士又は指導員であるものに限る））として配置されている従業者のうち、常勤で配置されているものの割合が75/100以上であること。  ②児童指導員等として常勤で配置されている従業者のうち、3年以上従事しているものの割合が30/100以上であること。  ※（１）又は（２）を算定している場合は、算定できない。  ※「3年以上従事」には、同一法人の経営する障害児通所支援事業、障害福祉サービス事業等の職員として勤務した年数を含めることができる。 | ・平24厚告第122号別表第1の5注3  ・平24厚告第122号別表第2の5注3  ・平24厚告第122号別表第3の4注3 | □適  □不適  □該当なし |
| 27　栄養士配置加算 | 【指定児童発達支援（児童発達支援センターのみ）】  （１）栄養士配置加算(Ⅰ)については、次の①及び②に掲げる基準のいずれにも適合するものとして市に届け出た指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターに限る）において、利用定員に応じ、１日につき所定単位数を加算しているか。  ①常勤の管理栄養士又は栄養士を1名以上配置していること。  ②障害児の日常生活状況、嗜好等を把握し、安全及び衛生に留意した適切な食事管理を行っていること。  ※調理業務の委託先にのみ管理栄養士又は栄養士が配置されている場合は、算定できない（（２）においても同じ）。 | ・平24厚告第122号別表第1の6注1 | □適  □不適  □該当なし |
| 【指定児童発達支援（児童発達支援センターのみ）】  （２）栄養士配置加算(Ⅱ)については、次の①及び②に掲げる基準のいずれに適合するものとして市に届け出た指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターに限る）において、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、（１）との併給はできない。  ①管理栄養士又は栄養士を１名以上配置していること。  ②障害児の日常生活状況、嗜好等を把握し、安全及び衛生に留意した適切な食事管理を行っていること。 | ・平24厚告第122号別表第1の6注2 | □適  □不適  □該当なし |
| 28　欠席時対応加算 | 【指定児童発達支援、指定医療型児童発達支援、指定放課後等デイサービス】  （１）指定事業所において指定サービスを利用する障害児が、あらかじめ当該指定事業所の利用を予定した日に、急病等によりその利用を中止した場合において、従業者が、障害児又はその家族等との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、当該障害児の状況、相談援助の内容等を記録した場合に、1月につき4回を限度として、所定単位数を算定しているか。  また、重症心身障害児に対し指定サービスを行う指定事業所において、1月につき当該指定サービスを利用した障害児の数を利用定員に当該月の営業日数を乗じた数で除して得た率が80/100に満たない場合は、1月につき8回を限度として、所定単位数を算定しているか。  ※急病等によりその利用を中止した前々日、前日又は当日に中止の連絡があった場合について算定可能。  ※電話等により当該障害児の状況を確認し、引き続き当該指定児童発達支援等の利用を促すなどの相談援助を行うとともに、当該相談援助の内容を記録することが必要。 | ・平24厚告第122号別表第1の7注  ・平24厚告第122号別表第2の6注  ・平24厚告第122号別表第3の5注1 | □適  □不適  □該当なし |
| 【指定放課後等デイサービス】  （２）指定放課後等デイサービス事業所等において指定放課後等デイサービス等を利用する就学児が、指定放課後等デイサービス等を利用した日において、急病等により、その利用を中断し、利用した指定放課後等デイサービス等の提供時間が30分以下となった場合において、放課後等デイサービス事業所等従業者が、当該就学児の状況、当該就学児に提供した支援内容等を記録した場合に、所定単位数を算定しているか。  ※４（１）※に規定する就学児又は４（２）に規定する就学児については、４（１）又は４（２）を算定している場合は、算定しない。 | ・平24厚告第122号別表第3の5注2 | □適  □不適  □該当なし |
| 29　特別支援加算 | 【指定児童発達支援、指定医療型児童発達支援、指定放課後等デイサービス】  （１）理学療法士等を配置し、心理指導を行うための部屋及び必要な部屋を有するものとして市に届け出た指定事業所において、加算対象児にかかる特別支援計画（通所支援計画を踏まえ、自立生活に必要な日常生活動作にかかる訓練、言語訓練又は心理指導のための計画）を作成し、当該特別支援計画に基づき、適切に訓練又は心理指導を行った場合に、当該指定サービスを受けた障害児1人に対し、1日につき所定単位数を加算しているか。  ※理学療法士等…下記のいずれかに該当  ①指定児童発達支援、指定放課後等デイサービス  ・理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員（重度心身障害児に対し指定サービスを行う場合を除く。また、児童発達支援センターにおいて難聴児に対し指定児童発達支援を行う場合は言語聴覚士を除く）  ・心理指導担当職員（専門職員学校教育法の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有する者）  ・国立リハビリテーションセンターの学院に置かれる視覚障害学科の教科を履修した者又はこれに準ずる視覚障害者の生活訓練を専門とする技術者の養成を行う研修を修了した者  ②指定医療型児童発達支援  ・言語聴覚士  ・心理指導担当職員  ※特別支援計画の作成後は必要に応じて見直しを行うとともに、特別支援計画の作成又は見直しに当たっては、加算対象児及びその保護者に説明するとともに同意を得ること。また、加算対象児ごとの訓練記録を作成すること。  ※17の児童指導員等加配加算（理学療法士等を配置する場合）又は18の専門的支援加算（理学療法士等を配置する場合）を算定している場合は、算定できない。 | ・平24厚告第122号別表第1の8注  ・平24厚告第122号別表第2の7注  ・平24厚告第122号別表第3の6注 | □適  □不適  □該当なし |
| 30　強度行動障害児支援加算 | 【指定児童発達支援、指定放課後等デイサービス】  （１）別に厚生労働大臣が定める基準に適合する強度の行動障害を有する障害児に対し、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者が指定サービスを行うものとして市に届け出た指定事業所において、当該指定サービスを行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。  ※２（１）ハ、２（２）ハ、４（１）ホ又は４（２）③を算定する場合は、算定できない。  ※別に厚生労働大臣が定める基準…平24厚告第70号第1号の4参照 | ・平24厚告第122号別表第1の8の2注  ・平24厚告第122号別表第3の6の2注  ・平24厚告第70号 第1号の4 | □適  □不適  □該当なし |
| 31　個別サポート加算 | 【指定児童発達支援、指定医療型児童発達支援、指定放課後等デイサービス】  （１）個別サポート加算（Ⅰ）については、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する心身の状態にある障害児に対し、指定事業所において、指定サービスを行った場合に、１日につき所定単位数を加算する。  ※別に厚生労働省が定める基準：平24厚告第70号（児童発達支援）第1号の6、（医療型児童発達支援）第4号の2、（放課後等デイサービス）第8号の4参照  ※２（１）ハ又は２（２）ハ若しくは４（１）ハ又は４（２）③を算定している場合は、算定しない。 | ・平24厚告第122号別表第1の9注1  ・平24厚告第122号別表第2の8注1  ・平24厚告第122号別表第3の7注1  ・平24厚告第70号 | □適  □不適  □該当なし |
| 【指定児童発達支援、指定医療型児童発達支援、指定放課後等デイサービス】  （２）個別サポート加算（Ⅱ）については、要保護児童又は要支援児童であって、その保護者の同意を得て、児童相談所その他の公的機関又は当該児童若しくはその保護者の主治医と連携し、指定放課後等デイサービス等を行う必要があるものに対し、指定事業所において、指定デイサービスを行った場合に、１日につき所定単位数を加算しているか。 | ・平24厚告第122号別表第1の9注2  ・平24厚告第122号別表第2の8注2  ・平24厚告第122号別表第3の7注2 | □適  □不適  □該当なし |
| 32　医療連携体制加算 | 【指定児童発達支援、指定放課後等デイサービス】  （１）医療連携体制加算(Ⅰ)については、医療機関等との連携により、看護職員を指定事業所に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して1時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか。  ※重症心身障害児又は医療的ケア区分1以上の児童発達支援給付費又は放課後等デイサービス給付費を算定している障害児には、算定しない。 | ・平24厚告第122号別表第1の10注1  ・平24厚告第122号別表第3の8注1 | □適  □不適  □該当なし |
| 【指定児童発達支援、指定放課後等デイサービス】  （２）医療連携体制加算(Ⅱ)については、医療機関等との連携により、看護職員を指定事業所に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して1時間以上2時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8名を限度として、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか。  ※重症心身障害児又は医療的ケア区分1以上の児童発達支援給付費又は放課後等デイサービス給付費を算定している障害児には、算定しない。 | ・平24厚告第122号別表第1の10注2  ・平24厚告第122号別表第3の8注2 | □適  □不適  □該当なし |
| 32　医療連携体制加算 | 【指定児童発達支援、指定放課後等デイサービス】  （３）医療連携体制加算(Ⅲ)については、医療機関等との連携により、看護職員を指定事業所に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して2時間以上の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8名を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか。  ※重症心身障害児又は医療的ケア区分1以上の児童発達支援給付費又は放課後等デイサービス給付費を算定している障害児には、算定しない。 | ・平24厚告第122号別表第1の10注3  ・平24厚告第122号別表第3の8注3 | □適  □不適  □該当なし |
| 【指定児童発達支援、指定放課後等デイサービス】  （４）医療連携体制加算(Ⅳ)については、医療機関等との連携により、看護職員を指定事業所に訪問させ、当該看護職員がスコア表の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態である障害児に対して4時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8名を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか。  ※（１）～（３）を算定している場合若しくは重症心身障害児又は医療的ケア区分1以上の児童発達支援給付費又は放課後等デイサービス給付費を算定している障害児には、算定しない。この場合において、スコア表の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態である就学児が3人以上利用している指定事業所にあっては、重症心身障害児又は医療的ケア区分1以上の児童発達支援給付費又は放課後等デイサービス給付費を算定することを原則とする。 | ・平24厚告第122号別表第1の10注4  ・平24厚告第122号別表第3の8注4 | □適  □不適  □該当なし |
| 【指定児童発達支援、指定放課後等デイサービス】  （５）医療連携体制加算(Ⅴ)については、医療機関等との連携により、看護職員を指定事業所に訪問させ、当該看護職員がスコア表の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態である障害児に対して4時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8名を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか。  ※（１）～（３）を算定している場合若しくは重症心身障害児又は医療的ケア区分1以上の児童発達支援給付費又は放課後等デイサービス給付費を算定している障害児には、算定しない。この場合において、スコア表の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態である就学児が3人以上利用している指定事業所にあっては、重症心身障害児又は医療的ケア区分1以上の児童発達支援給付費又は放課後等デイサービス給付費を算定することを原則とする。 | ・平24厚告第122号別表第1の10注5  ・平24厚告第122号別表第3の8注5 | □適  □不適  □該当なし |
| 【指定児童発達支援、指定放課後等デイサービス】  （６）医療連携体制加算(Ⅵ)については、医療機関等との連携により、看護職員を指定事業所に訪問させ、当該看護職員が認定特定行為業務従事者に喀痰吸引等に係る指導を行った場合に、当該看護職員に対し、1日につき所定単位数を加算しているか。  ※重症心身障害児又は医療的ケア区分1以上の児童発達支援給付費又は放課後等デイサービス給付費を算定している場合は、算定しない。 | ・平24厚告第122号別表第1の10注6  ・平24厚告第122号別表第3の8注6 | □適  □不適  □該当なし |
| 【指定児童発達支援、指定放課後等デイサービス】  （７）医療連携体制加算(Ⅶ)については、喀痰吸引等が必要な者に対して、認定特定行為業務従事者が医療機関等との連携により、喀痰吸引等を行った場合に、障害児1人に対し、1日につき所定単位数を加算しているか。  ※重症心身障害児又は医療的ケア区分1以上の児童発達支援給付費又は放課後等デイサービス給付費を算定している障害児には、算定しない。 | ・平24厚告第122号別表第1の10注7  ・平24厚告第122号別表第3の8注7 | □適  □不適  □該当なし |
| 33　送迎加算 | 【指定児童発達支援（児童発達支援センター除く）、指定放課後等デイサービス】  （１）送迎加算（障害児（重症心身障害児を除く。）に対して行う場合）については、障害児（重症心身障害児を除く）に対して、その居宅等と指定事業所との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算しているか。  また、２（２）イ又はロ、４（１）イ又はロ若しくは４（２）①又は②を算定している指定事業所において、看護職員を伴い、スコア表の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態である障害者に対して、その居宅等と指定事業所との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数をさらに加算しているか。  ※指定事業所の所在する建物と同一敷地内又は隣接する敷地内の建物との間で送迎を行った場合には、所定単位数（看護職員の加配分を除く）の70/100に相当する単位数を算定する。  ※指定事業所と居宅（指定放課後等デイサービスにおいては「学校」も含む）までの送迎のほか、利用者の利便性を考慮し、適切な方法で事業所の最寄駅や集合場所まで行ったものについても本加算の算定対象になるが、事前に通所給付決定保護者との同意の上、特定の場所を定める必要がある（（２）においても同じ）。 | ・平24厚告第122号別表第1の11注1、注1の2、注3  ・平24厚告第122号別表第3の9注1、注2 | □適  □不適  □該当なし |
| 【指定児童発達支援、指定医療型児童発達支援、指定放課後等デイサービス】  （２）送迎加算（重症心身障害児に対して行う場合）については、送迎の際に、運転手に加え、指定基準の規定より置くべき職員（直接支援業務に従事する者に限る）を1以上配置しているものとして市に届け出た指定事業所において、重症心身障害児に対して、その居宅等と指定事業所との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算しているか。  ※指定事業所の所在する建物と同一敷地内又は隣接する敷地内の建物との間で送迎を行った場合には、所定単位数の70/100に相当する単位数を算定する（指定医療型児童発達支援を除く）。 | ・平24厚告第122号別表第1の11注2、注3  ・平24厚告第122号別表第2の7の2注  ・平24厚告第122号別表第3の9注2、注3 | □適  □不適  □該当なし |
| 34　保育職員加配加算 | 【指定医療型児童発達支援】  （１）保育機能の充実を図るため、医療型児童発達支援給付費の算定に必要となる従業者の員数に加え、児童指導員又は保育士を1以上配置しているものとして市に届け出た定員21人以上の指定医療型児童発達支援事業所において、指定医療型児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。  また、医療型児童発達支援給付費の算定に必要となる従業者の員数に加え、児童指導員又は保育士を2以上配置しているものとして市に届け出た定員21人以上の指定医療型児童発達支援事業所において、指定医療型児童発達支援を行った場合に、所定単位数をさらに加算しているか。 | ・平24厚告第122号別表第2の7の3注1、注2 | □適  □不適  □該当なし |
| 35　延長支援加算 | 【指定児童発達支援、指定医療型児童発達支援、指定放課後等デイサービス】  （１）運営規程に定められている営業時間が8時間以上であり、8時間以上の営業時間の前後の時間（延長時間帯）において指定サービスを行い、当該延長時間帯に指定基準の規定より置くべき職員（直接支援業務に従事する者に限る）を1以上配置しているものとして届け出た指定事業所において通所支援計画に基づき指定サービスを行った場合に、当該指定児童発達支援等を受けた障害児に対し、障害児の障害種別に応じ、当該指定サービスを行うのに要する標準的な延長時間で所定単位を加算しているか。  ※営業時間には、送迎のみを実施する時間は含まれない。  ※原則として、障害児相談支援事業所が作成する障害児支援利用計画にも当該支援が必要な理由の記載が必要。 | ・平24厚告第122号別表第1の12注  ・平24厚告第122号別表第2の9注  ・平24厚告第122号別表第3の10注 | □適  □不適  □該当なし |
| 36　関係機関連携加算 | 【指定児童発達支援、指定医療型児童発達支援、指定放課後等デイサービス】  （１）関係機関連携加算(Ⅰ)については、障害児が通う保育所、小学校その他関係機関との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、当該障害児に係る通所支援計画に関する会議を開催し、保育所、小学校その他関係機関との連絡調整及び相談援助を行った場合に、1月に1回を限度として、所定単位数を加算しているか。  ※会議又は連絡調整を行った場合、その出席者、開催日時、その内容の要旨及び通所支援計画に反映させるべき内容の記録が必要。  ※会議や連絡調整の結果を踏まえ、関係機関との連携の具体的な方法等について通所支援計画への記載が必要。 | ・平24厚告第122号別表第1の12の2注1  ・平24厚告第122号別表第2の9の2注1  ・平24厚告第122号別表第3の10の2注1 | □適  □不適  □該当なし |
| 【指定児童発達支援、指定医療型児童発達支援、指定放課後等デイサービス】  （２）関係機関連携加算(Ⅱ)については、小学校等（就学予定の小学校、義務教育の前期課程若しくは特別支援学校の小学部又は就職予定の企業若しくは官公庁等）との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、小学校等との連絡調整及び相談援助を行った場合に、1回を限度として、所定単位数を加算しているか。  ※連携先との連絡調整や相談援助を行った場合には、相手ややり取りの内容についての記録が必要。  ※就職先が就労移行支援事業所、就労継続支援Ａ型事業所又は就労継続支援Ｂ型事業所の場合は、算定できない。 | ・平24厚告第122号別表第1の12の2注2  ・平24厚告第122号別表第2の9の2注2  ・平24厚告第122号別表第3の10の2注2 | □適  □不適  □該当なし |
| 37　保育・教育等移行支援加算 | 【指定児童発達支援、指定医療型児童発達支援、指定放課後等デイサービス】  （１）障害児の有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて通所給付決定保護者及び障害児の希望する生活並びに課題等の把握を行った上で、地域において保育、教育等を受けられるよう支援を行ったことにより、指定事業所を退所して集団生活を営む施設等に通うことになった障害児に対して、対処後30日以内に居宅等を訪問して相談援助を行った場合に、1回を限度として所定単位数を加算しているか。  ※当該障害児が、退所後に他の社会福祉施設等に入所等をする場合は、算定できない。  ※移行支援又は相談援助を行った場合は、行った日及びその内容の要点に関する記録が必要。 | ・平24厚告第122号別表第1の12の3注  ・平24厚告第122号別表第2の9の3注  ・平24厚告第122号別表第3の10の3注 | □適  □不適  □該当なし |
| 38　福祉・介護職員処遇改善加算 | 【５事業共通】  （１）別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市に届け出た指定事業所が、障害児に対し、指定サービスを行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、所定単位数を加算しているか。  ※別に厚生労働大臣が定める基準…平24厚告第270号 （指定児童発達支援）第2号、（指定医療型児童発達支援）第5号、（指定放課後等デイサービス）第9号、（指定居宅訪問型児童発達支援）第10号の3、（指定保育所等訪問支援）第11号参照 | ・平24厚告第122号別表第1の13注  ・平24厚告第122号別表第2の10注  ・平24厚告第122号別表第3の11注  ・平24厚告第122号別表第4の4注  ・平24厚告第122号別表第5の3注  ・平24厚告第270号第2号、第5号、第9号、第10号の3、第11号 | □適  □不適  □該当なし |
| 39　福祉・介護職員等特定処遇改善加算 | 【５事業共通】  （１）別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして市に届け出た指定事業所が、障害児に対し、指定サービスを行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、所定単位数を加算しているか。  ※別に厚生労働大臣が定める基準…平24厚告第270号 （指定児童発達支援）第3号、（指定医療型児童発達支援）第6号、（指定放課後等デイサービス）第10号、（指定居宅訪問型児童発達支援）第10号の4、（指定保育所等訪問支援）第12号参照 | ・平24厚告第122号別表第1の14注  ・平24厚告第122号別表第2の11注  ・平24厚告第122号別表第3の12注  ・平24厚告第122号別表第4の5注  ・平24厚告第122号別表第5の4注  ・平24厚告第270号第3号、第6号、第10号、第10号の4、第12号 | □適  □不適  □該当なし |
| 40　福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算 | 【５事業共通】  （１）別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして市に届け出た指定事業所が、障害児に対し、指定サービスを行った場合に、所定単位数を加算しているか。  ※別に厚生労働大臣が定める基準…平24厚告第270号 （指定児童発達支援）第3号の2、（指定医療型児童発達支援）第6号の2、（指定放課後等デイサービス）第10号の2、（指定居宅訪問型児童発達支援）第10号の~~5~~、（指定保育所等訪問支援）第12号の2参照 | ・平24厚告第122号別表第1の15注  ・平24厚告第122号別表第2の12注  ・平24厚告第122号別表第3の13注  ・平24厚告第122号別表第4の6注  ・平24厚告第122号別表第5の5注  ・平24厚告第270号第3号の2、第6号の2、第10号の2、第10号の5、第12号の2 | □適  □不適  □該当なし |

第８　業務管理体制の整備

| 主眼事項 | 着眼点 | 根拠法令等 | 自主点検結果 |
| --- | --- | --- | --- |
| １　業務管理体制の整備 | （１）業務管理体制を整備し、届出をしているか。  ①指定事業所が２以上の都道府県に所在する事業者→厚生労働大臣に届出  ②指定事業所が１の指定都市に所在する事業者→指定都市の長に届出  ③指定事業所が１の中核市に所在する事業者→中核市の長に届出  ④①～③以外の事業者→都道府県知事に届出   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | 事業所等の数 | 20未満 | 20以上100未満 | 100以上 | | 業務管理体制  の内容 | 法令遵守責任者の選任 | 法令遵守責任者の選任 | 法令遵守責任者の選任 | |  | 法令遵守規程の整備 | 法令遵守規程の整備 | |  |  | 業務執行状況の定期的な監査 | | 届出事項 | 法令遵守責任者の氏名 | 法令遵守責任者の氏名 | 法令遵守責任者の氏名 | |  | 法令遵守規程の概要 | 法令遵守規程の概要 | |  |  | 業務執行状況の監査方法の概要 | | ・法第21条の5の26第2項  ・法施行規則第18条の37、38 | □適  □不適 |